

令和元年12月5日

様

赤木様からの開示の実施方法等の申出書を令和元年11月25日に受け取りました。お申し出のありました保有個人情報に係る行政文書をお送りいたしますので、宜しくお願いたしました。

以上

[本件連絡先]

〒100-8913 千代田区霞が関1-2-3
担当：人事院事務局職員福祉局補償課
03-5381-5311 (内線2581)

機密性2情報（関係者限り）

進行管理票

30-特定疾病-9

被災者等に関する情報	
被災者の氏名	赤木 俊夫
被災者の所属・官職名	近畿財務局管財部施設国有財産管理官 (発症時年齢)
生年月日	昭和38年3月28日
傷病名	うつ病(人事院健康専門委員会による) (平成30年7月1日)
災害発生日	平成28年7月上旬(発症)
補償事務主任者の氏名・所属	財務省近畿財務局総務部人事課 人事課長 米田征史 (連絡先)
実施機関担当者の氏名・所属	財務省大臣官房秘書課・服務第二係長 天谷季子 (連絡先) (03-3581-4111)

進行状況

進行状況	状況	年	月	日
①補償事務主任者による実施機関への報告日(実施機関への第一報)	平成			
補償事務発主任意による認知日(被災者・遺族の申告の日)	平成			
②実施機関による人事院職員福祉局への報告日	平成			
③補償事務発主任意による実施機関への報告日	平成			
④実施機関による人事院職員福祉局への報告日	平成			
⑤実施機関と人事院職員福祉局との追加調査項目の決定日	平成			
⑥実施機関による調査方針に基づいた追加調査結果の報告日	平成			
⑦実施機関による人事院職員福祉局への協議日	平成			
⑧専門医からの意見聴取	平成			
⑨人事院職員福祉局が回答した日(決裁日)	平成			

⑩実施機関から8条通知の発出

備考

※

近 財 人 第 51 号
平 成 31 年 2 月 7 日

殿

(実施機関の長の官職氏名)

近畿財務局長 田 島 博



公務災害補償通知書

あなたは、国家公務員災害補償法の規定により、下記の災害に対する補償を受けることができますので、通知します。

記

- 1 被災職員の氏名 赤 木 俊 夫
- 2 傷 病 名 うつ病
- 3 災害発生年月日 平成29年7月10日

補 償 の 内 容

1. あなたが被災職員である場合

(1) 葬 儀 補 償
公葬上の負傷又は死亡については、右の範囲で葬費と相当と認められるものを葬儀補償として受けることができます。

- イ 葬祭
- ロ 葬式又は出殯材料の支給
- ハ 火葬、平葬その他の葬儀
- ニ 周葬における旅費上の管理及びその旅費に伴う世帯その他の費用
- ホ 葬式又は出殯所への入葬及びその旅費に伴う世帯その他の費用
- ヘ 葬送

(2) 休 養 補 償
公葬上の負傷又は死亡の直後の療養のため放務することができない場合を除き、毎月平均給与額の80%に相当する金額の療養補償を受けることができます。

(3) 傷 病 補 償 金
公葬上の負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6月を超えた日以後において、療養費額に該当する療養の療養の費額が継続しているときは、その期間、その療養に於いて、傷病補償金を受けることができます。なお、傷病補償金を受ける場合には、休養補償を受けることができません。

(4) 葬 儀 補 償
公葬上の負傷又は死亡がなかったとき、障害等級に該当する療養の療養がなかったときは、その療養に於いて年金又は一時金の療養補償を受けることができます。

(5) 障害補償年金付給一時金
年金の療養補償を受けることができる場合は、申出により、障害の程度に応じた額の範囲で選択した障害補償年金前払一時金を受け受けることができます。なお、年金の支給は、一定期間停止されることとなります。

(6) 介 護 補 償
如前補償年金を受け受けることができる場合は、その期間、介護費用に相当する療養の療養により、介護費用を受けることができます。かつ、要介護に分類されているときは、その期間、介護費用に相当する療養の療養により、介護費用を受けることができます。

2. あなたが被災職員以外の者である場合

(1) 遺 族 補 償
あなたが公葬上死亡した職員の場合であって、障害の程度に相当する療養の療養、その収入に上った生活に相当してあり、次の①から⑥までの範囲に該当する場合は年金の、その他の場合は一時金の遺族補償を受けることができます。

- ① 遺族及び60歳以上の夫
 - ② 18歳に達する日以後の最初の8月31日までの間にある子
 - ③ 60歳以上の父母
 - ④ 18歳に達する日以後の最初の8月31日までの間にある孫
 - ⑤ 60歳以上の祖父母
 - ⑥ 18歳に達する日以後の最初の8月31日までの間にあるお父又はお母以上の兄弟姉妹
 - ⑦ 65歳以上60歳未満の夫、父母、祖父母、兄弟姉妹
- ただし、職員の死亡の場合、人事院規則で定める障害の程度に於いては、夫、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、年齢に照らなく年金を受け受けることができます。
- 遺族補償年金を受け受ける場合は、上記①から⑥までの順序の上であり、①に該当する者については、夫、父母、祖父母、兄弟姉妹の順序となります。遺族補償年金は上記の順序による最有利な者（遺族補償年金を受け受ける権利を有する者）に対して支給されます。ただし、①に該当する者は、60歳に達するまでの間は、遺族補償年金の支給が停止されます。

(2) 遺族補償年金前払一時金
あなたが(1)により遺族補償年金を受け受ける権利を有する場合には、申出により、一定の額の範囲で選択した遺族補償年金前払一時金を受け受けることができます。なお、遺族補償年金の支給は、一定期間停止されることとなります。

(3) 葬 儀 補 償
あなたが公葬上死亡した職員の場合である場合は、通常葬儀に要する費用を考慮して人事院規則で定める金額の葬儀補償を受けることができます。

(4) 障害補償年金前払一時金
あなたが3年間の療養補償の支給補償の直前であって、死亡した受給者に支給された障害補償年金及び障害補償年金前払一時金について、職員の場合、法律の規定に於いて、死亡した受給者が遺族補償年金及び障害補償年金前払一時金について、相当する額の障害補償年金前払一時金を受け受けることができます。

(5) 未 支 給 の 補 償
あなたが補償の受給者の遺族であって、死亡した受給者に支給されなかった分がある場合は、その未支給分の補償を受けることができます。

3. 被災職員が役員である場合
被災職員が役員である場合は、人事院規則 16-2 (公益公衆に勤務する役員、役員である職員等に係る災害補償の特例) により、補償の特例があります。

(注) 被災職員

1. あなたは、上記の事由に該当したときは、それ以外の事由に於ける補償を受けられず、遂やかに請求書を出してください。ただし、国家公務員災害補償法の規定により補償を受ける場合もあり、被災職員の所属官庁又は所属官庁とよく連絡をとって、その旨を伝えてください。
2. 補償を受ける場合は、3年間（遺族補償年金、障害補償、遺族補償年金前払一時金、遺族補償、遺族補償年金前払一時金及び障害補償年金前払一時金については5年間）行わないと受け付けられず、被災職員が死亡した日から5年以内（遺族補償年金については5年以内）に請求してください。
3. 災害補償の行う補償の実施に於いて不備がある場合には、人事院規則 16-3 (災害補償の実施に於ける専任の専任) に定める手続に従って、人事院に対して請求を申し立てることができます。
4. そのほかについては、被災職員の所属官庁又は所属官庁に問い合わせてください。

決裁・供覧

職 補

件名	特定供覧の認定について(回答) (対 平成 年 月 日付け 号)		文書番号	職補-
伺い文	別紙のように回答したいので職員福祉部長の決裁をお願いします。			
起 案	起案日	平成 年 月 日	受付日	平成 年 月 日
分類名称	起案者	人掌院 職員福祉局 補償課	決裁	決裁処理期限日
	連絡先	松倉 ルミ	決裁日	平成 年 月 日
	大分類	協議等	施行処理期限日	
	中分類	災害補償	施行日	平成 年 月 日
	名称(小分類)	協議申請(平成30年度)	施行先	財務省大臣官房長
取扱区分	秘密区分	指定なし	施行者	職員福祉局長
	秘密期間終了日		取扱いの注意	
取扱事由	秘密期間終了日		格付け	機密性格付け 2
	指定事由		取扱い制限	関係者限り
			行政文書保存期間	特定期日以後5年(許認可)
決裁・供覧欄	保存期間満了時期			
備考欄				

職員福祉局 合田 秀樹 (局長) 【済】

総務課 關盛好
職員福祉局 藤谷 廉之 (専門官) 【済】

職員福祉局 遠山 義和 (次長) 【済】

職員福祉局 岡部 健郎 (課長) 【済】

職員福祉局 和田 智幸 (上席災害補償専門官) 【後開】

職員福祉局 沼野 導博 (災害補償専門官) 【済】

職員福祉局 田中 邦夫 (災害補償専門官) 【済】

職員福祉局 高橋 さおり (災害補償専門官) 【済】

決 裁 ・ 供 費 欄

機密性 2 情報 (関係者限り)

職 補 一 [REDACTED]
平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日

財務省大臣官房長 殿

人事院事務総局職員福祉局長



特定疾病の認定について (回答)

平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日付け [REDACTED] 号により協議のあった特定疾病の認定については、別紙のとおり回答します。

なお、貴職から提出された資料については、返却します。

以 上

機密性 2 情報 (関係者限り)

別紙

元 近畿財務局管財部・上席国有財産管理官 赤木 俊夫 事案

1 氏名・所属等

赤木 俊夫 (昭和38年3月28日生・発症時・死亡時54歳・男性)

元 近畿財務局管財部統括国有財産管理官 [REDACTED]・上席国有財産管理官

2 災害発生日、傷病名等

(1) 精神疾患関係

ア 発症時期：平成29年7月上旬頃 (人事院が委嘱している人事院健康専門委員 (精神科の医師) (以下、「人事院健康専門委員」という。) 意見による)

イ 傷病名等：うつ病 (人事院健康専門委員意見による) [REDACTED] (平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日 [REDACTED])]

(2) 自殺関係

ア 災害発生日：平成30年3月7日 (水) 午後4時頃死亡 (推定)

イ 災害発症場所：自宅

ウ 直接死因：窒息 (縊頸) (自宅リビングの窓枠に電気コードをくくりつけ縊頸していた。)

3 災害発生の概要

実施機関によると、災害発生の概要は、以下のとおりである。

被災した職員 (以下「本人」という。) は、平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日付けで近畿財務局管財部統括国有財産管理官 [REDACTED] (統括国有財産管理官は、近畿財務局管財部に計6名配置されており、本人は、「統括国有財産管理官 [REDACTED]」に属している。以下、「統括国有財産管理官 [REDACTED]」を「統括」という。) [REDACTED] 上席国有財産管理官として [REDACTED] を担当し、その後、同 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日付けで [REDACTED] 統括内における業務替えにより、 [REDACTED] の担当となった。

機密性2情報（関係者限り）

[Redacted]

本人は、平成 年 月 日に
され、 月
日から病氣休暇を取得、平成 年 月 日から病氣休職となった。本人は、
治療に専念し、災害発生から約 かが経過した平成 年 月 日、

こうした状況の下、本人は、平成30年3月7日、自宅にて自殺をするに至
ったものである。

4 判断

本件災害は、公務上の災害と認められる。

5 判断理由

(1) 本件精神疾患について

本人は、平成 年 月 日に
され、 月 日から病氣休暇を取得、平成 年
月 日から病氣休職となり、以降、同30年3月7日に亡くなるまでの
間、休務していた。

機密性2情報（関係者限り）

本人の発症した精神疾患について、人事院健康専門委員の意見によると、

[Redacted]

本人は、平成29年7月土
旬頃にうつ病を発症したものと考えるとしている。

これらのことから、本人は、平成29年7月上旬頃にうつ病（以下「本件精
神疾患」という。）を発症したものとみるのが相当である。

したがって、本件精神疾患の発症と公務との間に相当因果関係が認められる
かどうかについて、以下検討する。

ア 本件精神疾患発症前に本人が従事した業務の過重性について

(7)

[Redacted]

①

②

③

④

⑤

⑥

[Redacted]

機密性 2 情報 (関係者限り)

[Redacted]

[Redacted]

(1) [Redacted]

機密性 2 情報 (関係者限り)

[Redacted]

(1) [Redacted]

イ 公務起因性について

[Redacted]

(2) 本件自殺について

[Redacted]

(3) [Redacted] 本件災害については、本件精神疾患及び本件自殺と公務との間に相当因果関係が認められることから、公務上の災害と認められる。

以上

機密性2情報（関係者限り）

専門委員からの意見聴取

- 1 事案名：元 近畿財務局管財部統括国有財産管理官 赤木 俊夫 事案
- 2 聴取日時：平成 年 月 日
- 3 専門委員：野村 俊明
- 4 意見聴取者：田中邦夫、高橋さおり、松倉ルミ
- 5 意見聴取内容

(1) [Redacted]

[Redacted] 被災職員は、平成29年7月上旬頃にうつ病を発症したものと考える。

(2) [Redacted]

(3) [Redacted]

[Redacted] 平成30年8月7日の自殺に至ったものと考えられる。

以上

号
平成 年 月 日

人事院事務総局職員福祉局長 殿

財務省大臣官房長
矢野 康 諭



特定疾病の認定について（協議）

下記の職員に係る特定疾病の認定について、「災害補償制度の運用について」（昭和48年11月1日職厚-905）第2の2の（5）のウに定めるところにより、別紙の資料を添えて協議します。

記

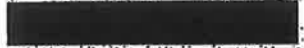
赤木 俊夫
（元 近畿財務局管財部上席国有財産管理官）

以上

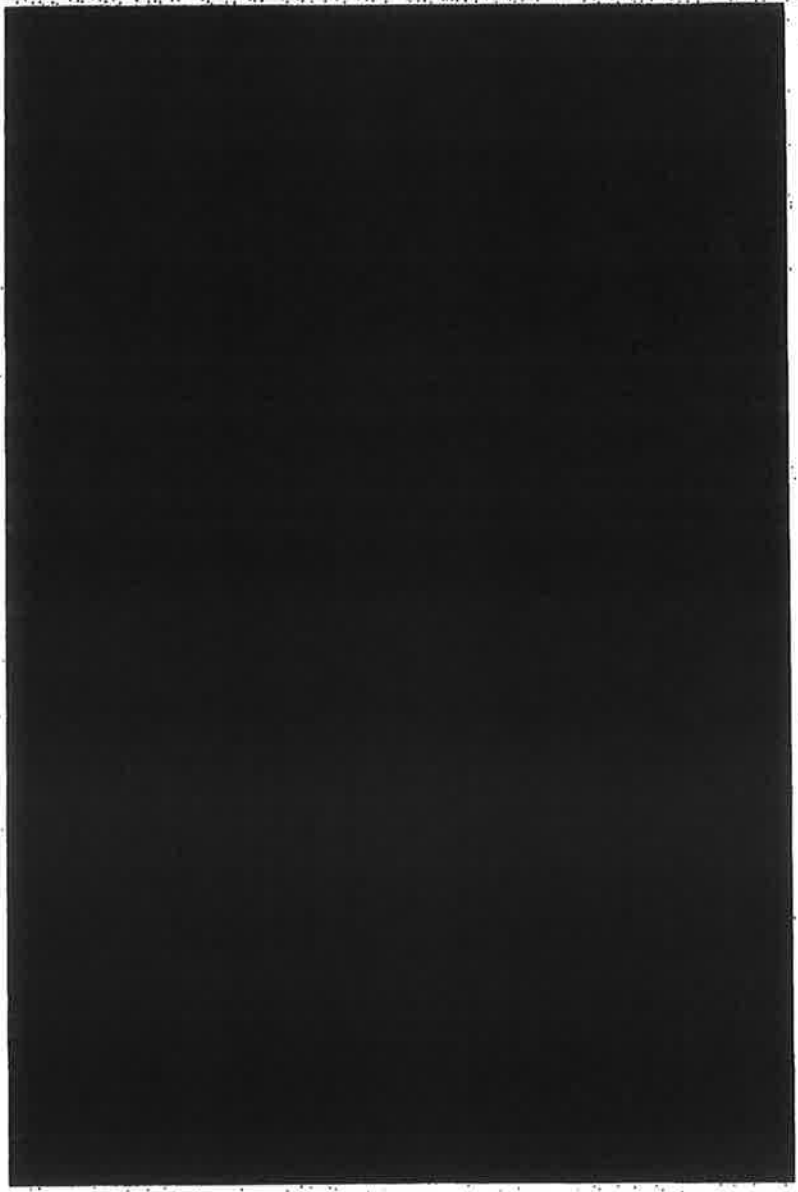




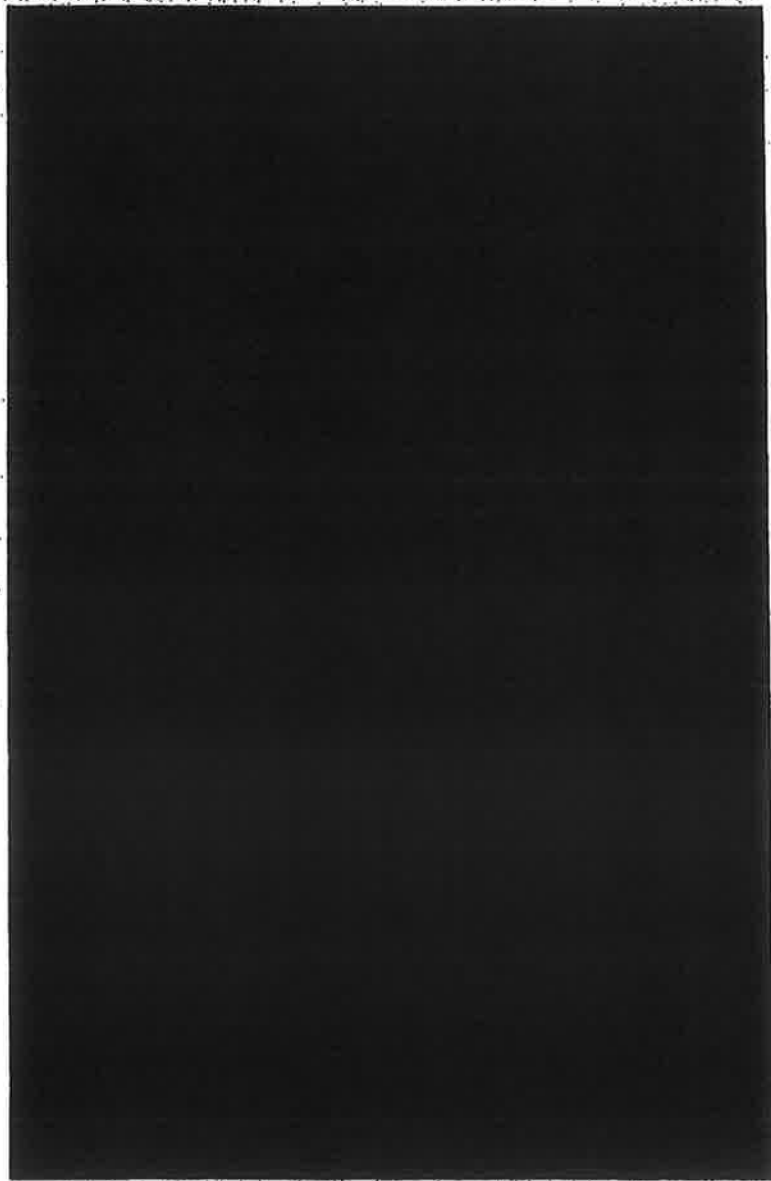
別紙



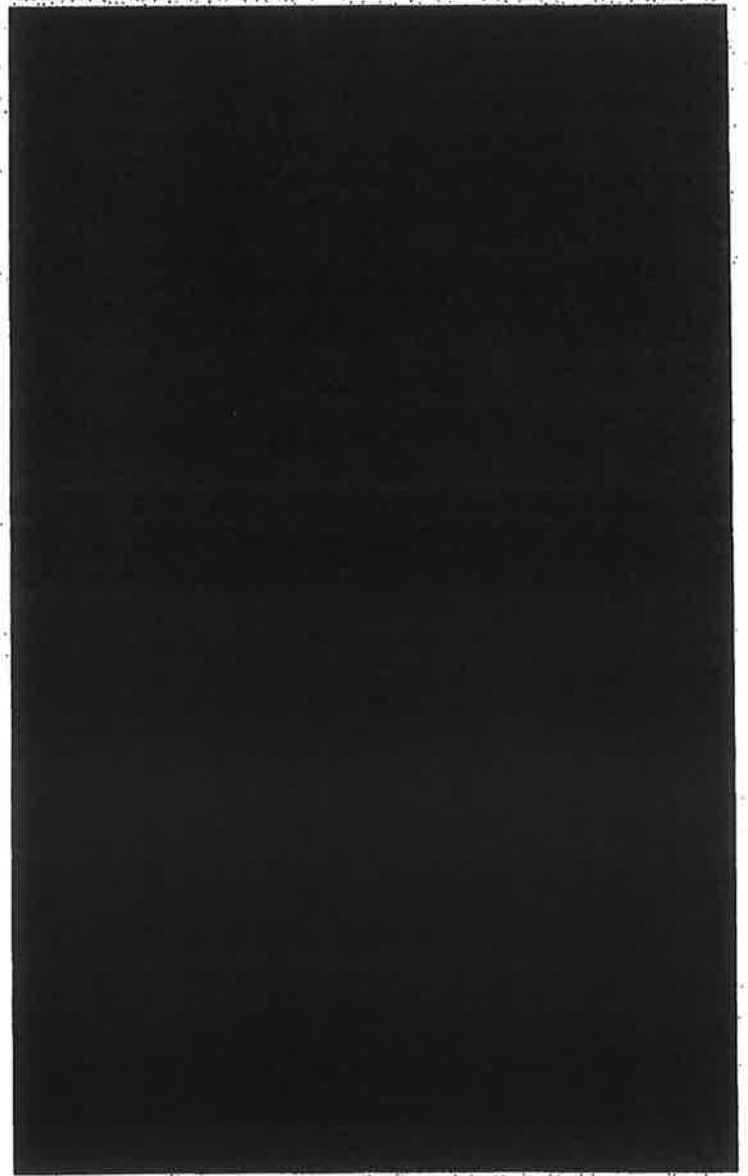
別紙



別紙



別紙



別紙

観音性 2 情報 (関係者限り)

進行管理票

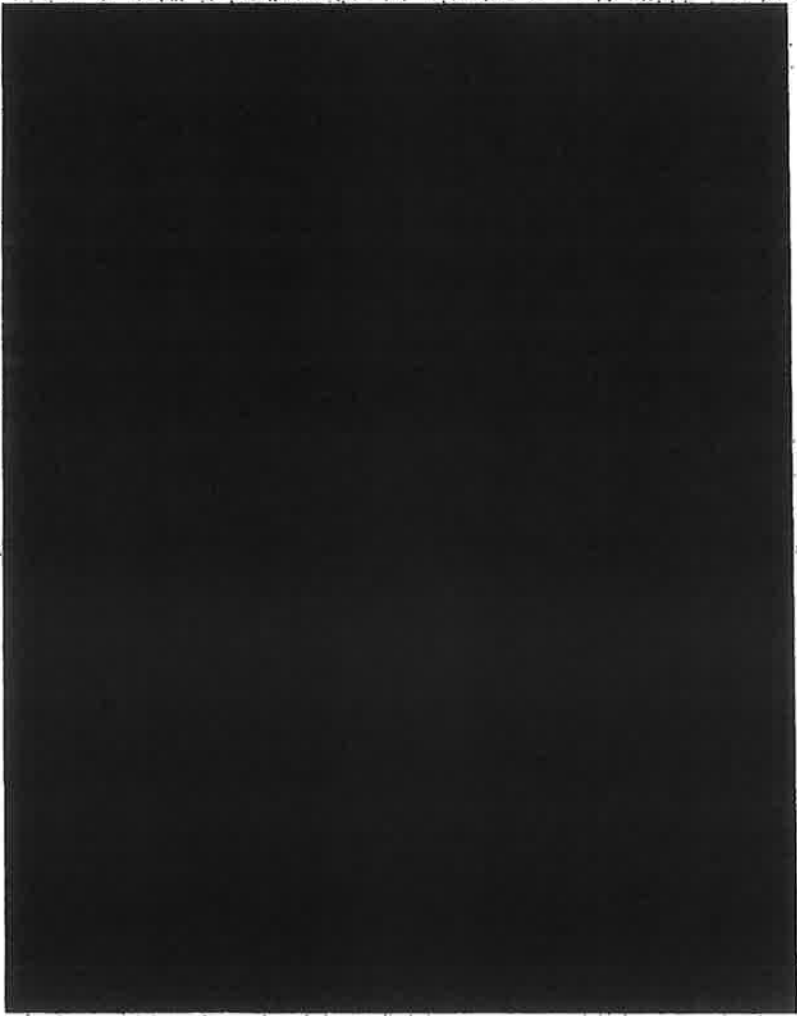
30-特定疾病-9

被災者等に関する情報			
被災者の氏名	赤木 俊夫	生年月日	昭和38年3月28日
被災者の所属・官職名 (発症時年齢)	元 近畿財務局管財部統括国有財産管理官・上席国有 財産管理官 (発症時: 54歳、死亡時: 54歳)		
傷・病名	うつ病 (人事院健康専門委員意見による) []		
災害発生日	平成 年 月 日 (発症) 平成30年 3月 7日 (死亡)		
補償事務主任者の氏名・所属 (連絡先)	財務省近畿財務局総務部人事課・人事課長 米田征史		
実施機関担当者の氏名・所属 (連絡先)	財務省大臣官房秘書課・服務第二係長 天谷季子 (03-3581-4111 ())		
進 行 状 況			
①補償事務主任者による実施機関への報告日 (実施 機関への第一報)	平成 年 月 日		
補償事務主任者による通知日 (被災者・遺族の申出等の目)	平成 年 月 日		
②実施機関による人事院職員福祉局への報告日 (人事院への第一報)	平成 年 月 日		
③補償事務主任者による実施機関への報告日 (簡易認定調査票等による報告)	平成 年 月 日		
④実施機関による人事院職員福祉局への報告日 (簡易認定調査票等による報告)	平成 年 月 日		
⑤実施機関と人事院職員福祉局とによる調査方針 (追加調査項目)の決定日	平成 年 月 日		
⑥実施機関による調査方針に基づいた追加調査結果 の報告日	平成 年 月 日		
⑦実施機関による人事院職員福祉局への協議日	平成 年 月 日		
⑧専門医からの意見聴取	平成 年 月 日		
⑨人事院職員福祉局が回答した日 (決裁日) (回答文書番号及び結論)	平成 年 月 日 文書番号: [] 結 論: []		
⑩実施機関から8条通知の発出	平成 年 月 日		
備 考			

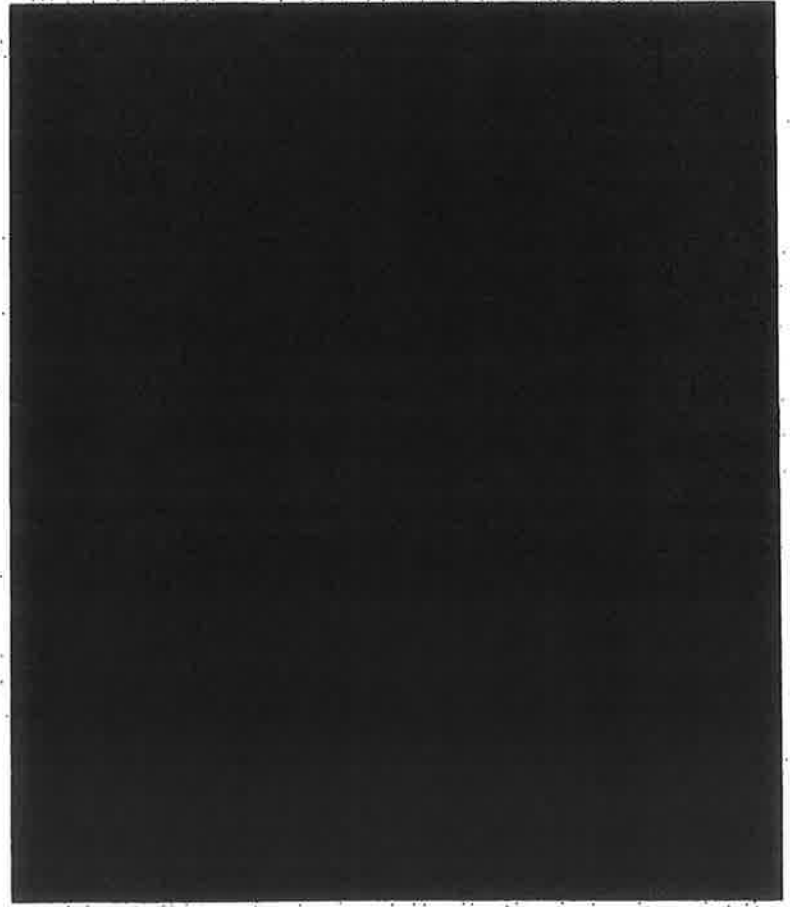
機密性 2 情報 (関係者限り)

別紙 1

元 近畿財務局管財部統括国有財産管理官 ■、上席国有財産管理官
赤木 俊夫 事案関係資料一覧



機密性 2 情報 (関係者限り)



以 上

元 近畿財務局管財部 上席国有財産管理官 赤木 俊夫 事案

1 氏名・所属等

赤木 俊夫（昭和38年3月28日生 発症時・死亡時54歳 男性）

元 近畿財務局管財部統括国有財産管理官、上席国有財産管理官

2 災害発生日、傷病名等

(1) 精神疾患関係

ア 発症時期：平成29年7月上旬頃（人事院が委嘱している人事院健康専門委員（精神科の医師）（以下、「人事院健康専門委員」という。）意見による）

イ 傷病名等：うつ病（人事院健康専門委員意見による）【
（平成 年 月 日）】

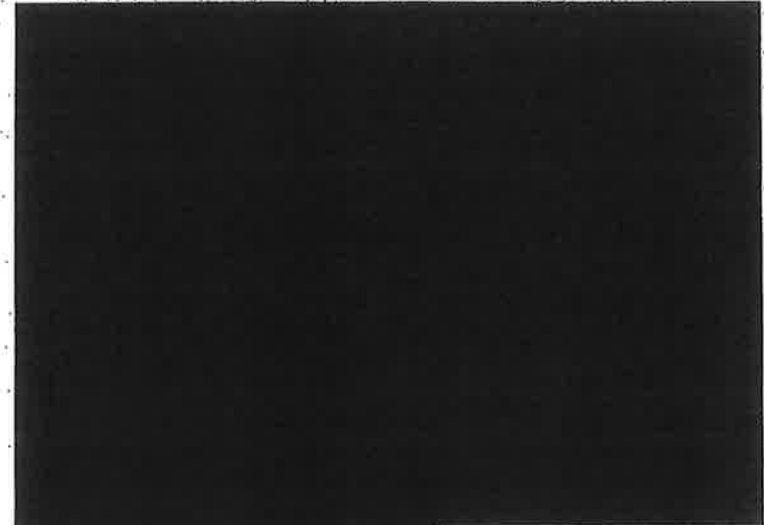
(2) 自殺関係

- ア 災害発生日：平成30年3月7日（水）午後4時頃死亡（推定）
- イ 災害発生場所：自宅
- ウ 直接死因：窒息（縊死）（自宅リビングの窓枠に電気コードをくくりつけ縊れていた。）

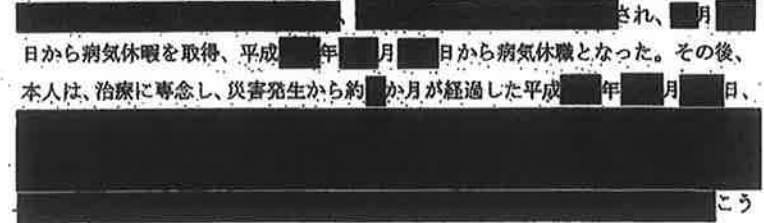
3 災害発生の概要

実施機関によると、災害発生の概要は、以下のとおりである。

被災した職員（以下「本人」という。）は、平成 年 月 日付けで近畿財務局管財部統括国有財産管理官（統括国有財産管理官は、近畿財務局管財部に計6名配置されており、本人は、「統括国有財産管理官」に属している。以下、「統括国有財産管理官」を「統括」という。）上席国有財産管理官として を担当し、その後、同 年 月 日付けで統括内における業務替えにより、 の担当となった。

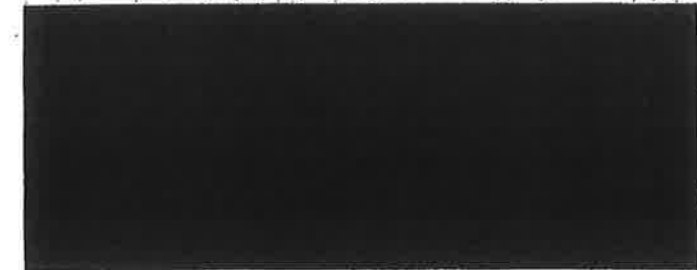


本人は、平成 年 月 日に



した状況の下、本人は、平成30年3月7日、自宅にて自殺をするに至ったものである。

4 本人の主な経歴、療養経過等



統括 上席国有財産管理官

(本人)

(2) 本人の勤務時間：午前 9 時～午後 5 時 45 分

(3) 本人に通常割り振られた業務内容

本人は、上席として、大阪市 10 区及び大阪府下 7 市、3 町に所在する普通財産に係る、①管理処分業務、②市町村交付金業務、③旧法定外公共物の境界確定及び処分に関する業務、④特別会計所属財産の処分に関する業務、⑤近畿財務局本局における国有財産の管理処分業務に係る統括・調整業務、⑥近畿財務局管内に所在する旧法定外公共物関係業務に係る統括・調整業務の全般（旧法定外公共物の境界確定及び処分に関する業務を除く）について、統括を補佐し、部下を監督指導する立場にあった。

(4) 発症日及び発症日前 6 か月間（平成 29 年 1 月 11 日（水）～同年 7 月 10 日（月））の本人の過重な業務等

ア

①

②

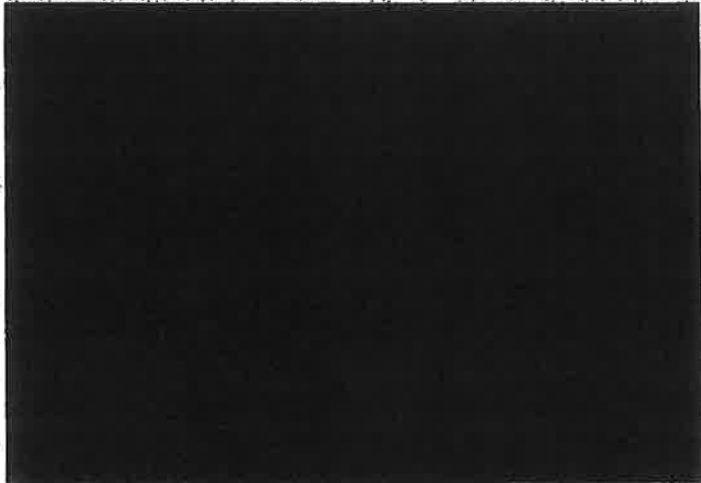
③

④

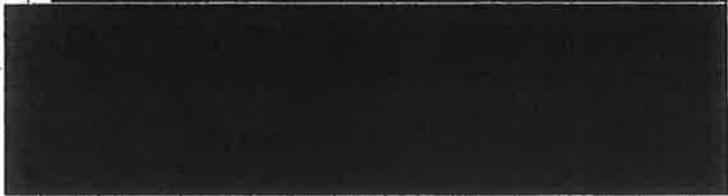
⑤

⑥

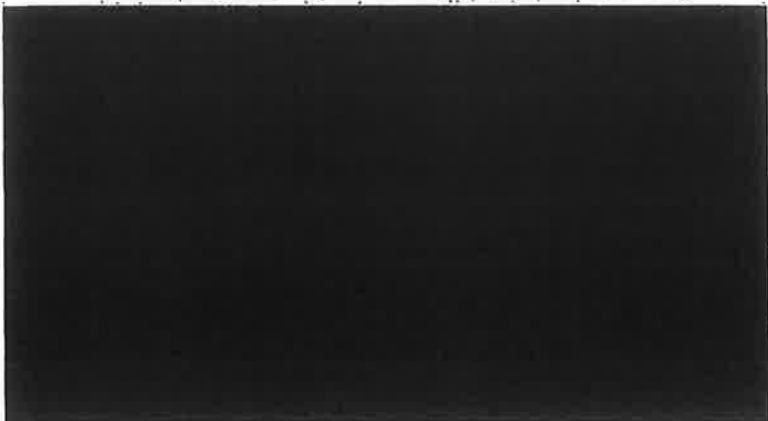
機密性 2 情報 (関係者限り)



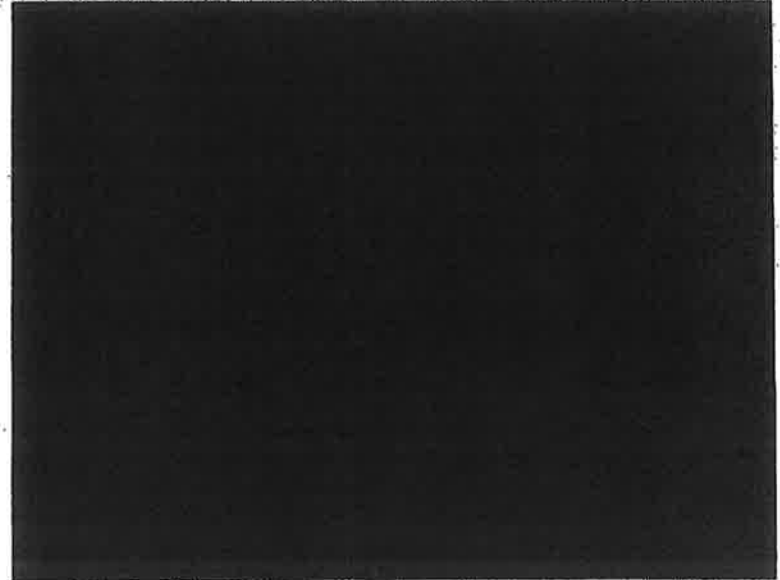
イ



6 本人の時間外勤務等の状況



機密性 2 情報 (関係者限り)



7 発症日後から自殺日まで (平成29年7月10日 (月) ~同30年3月7日 (水))
の本人の業務内容等

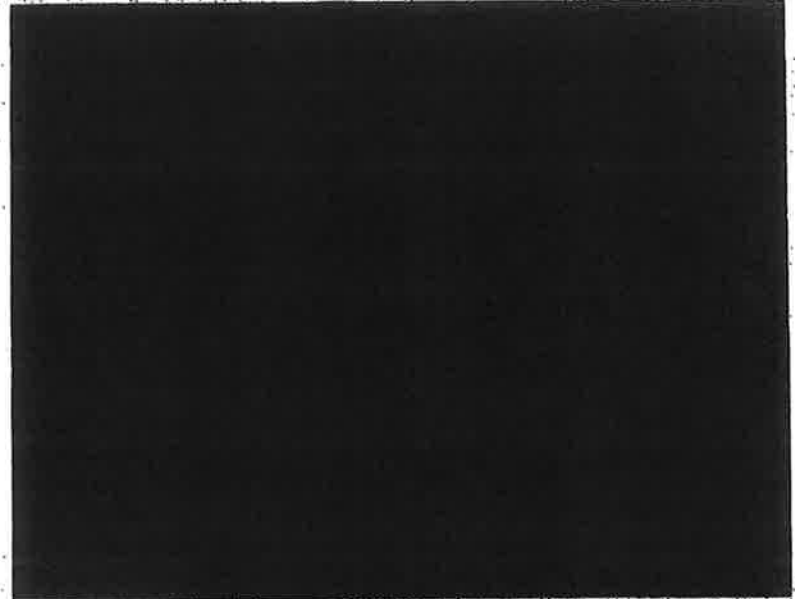
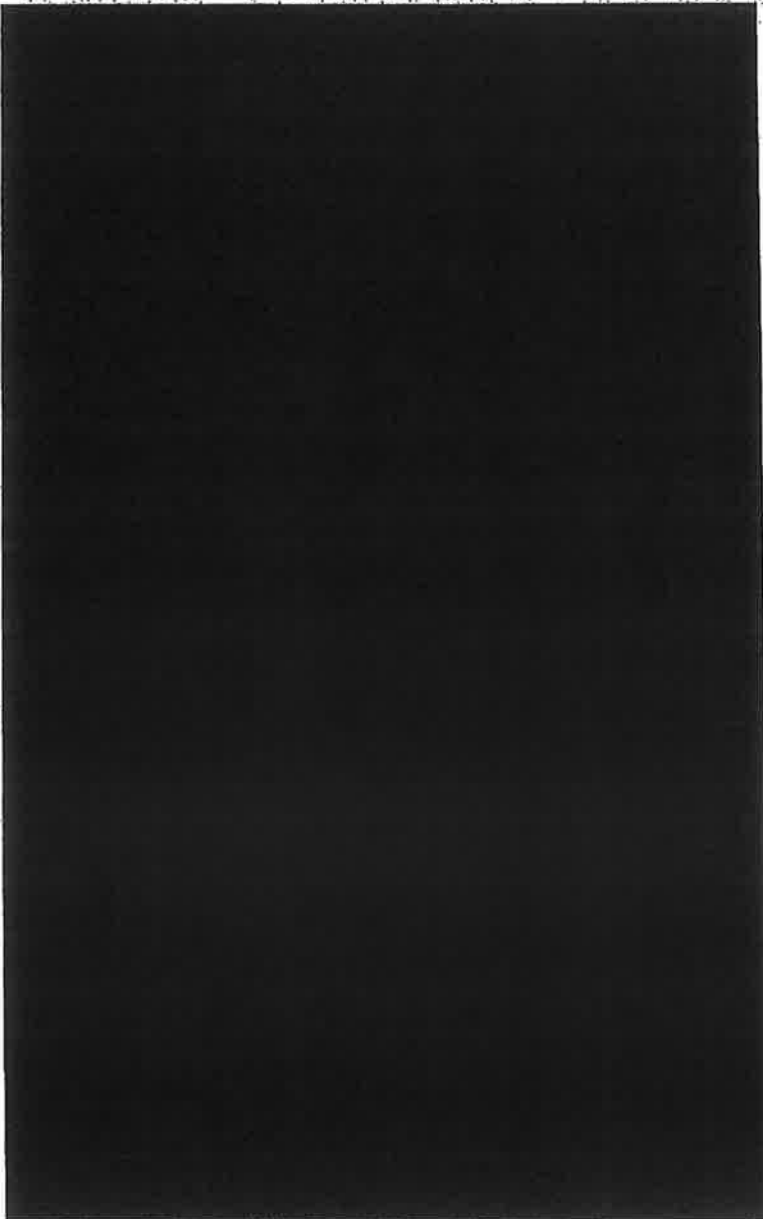
本人は、平成 年 月 日 () 以降は病気休暇及び病気休職により休務している。また、本人は、自殺日 (平成30年3月7日 (水)) は病気休職中であったため、業務に従事していない。

本人は、

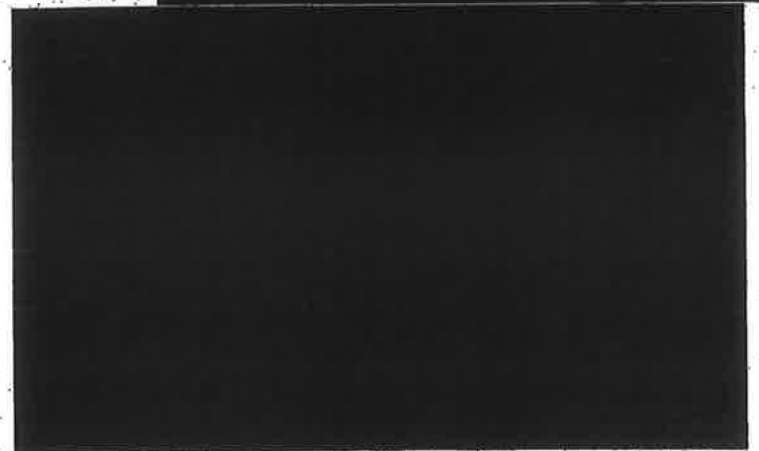
こうした状況の下、本人は、平成30年3月7日、自宅にて自殺をするに至ったものである。

8 死体検案書等





(7) 死体検案書

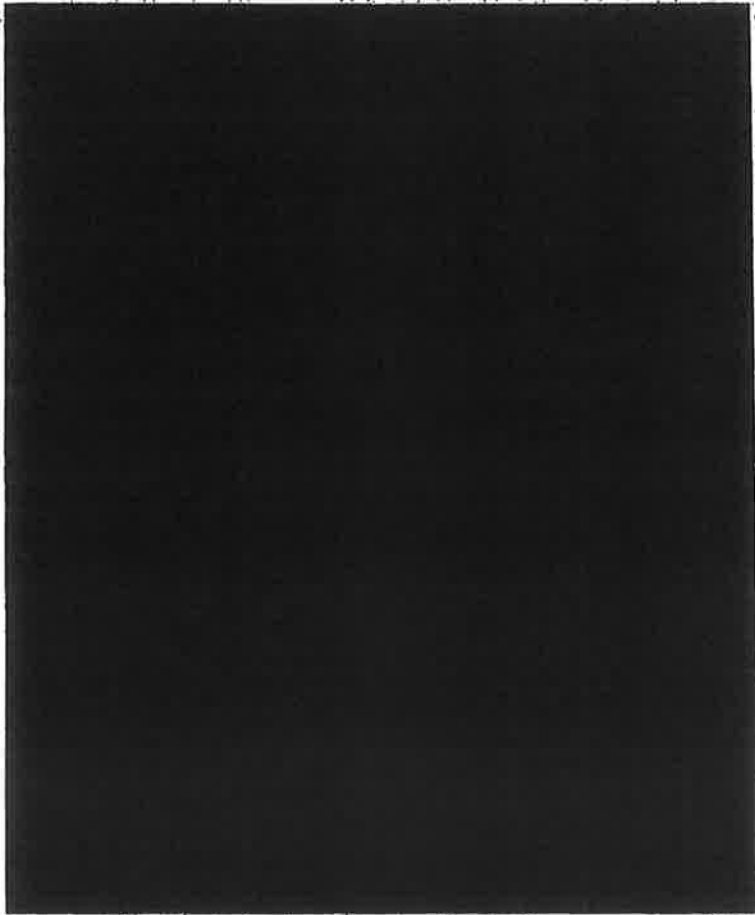


9 健康状態等

- (1) 既往歴：所属によると、としている。

機密性 2 情報 (関係者限り)

(2) 人間ドック等結果



10 その他

(1) 本人は被災当時、妻との二人暮らしであった。

(2) 本人の性格については、

機密性 2 情報 (関係者限り)



また、家族(妻)によると、正直で正義感が強く、竹を割ったような明るく快活な面もあるが、基本的には几帳面で、ナイーブである。また、家族思いで趣味に没頭する凝り性。仕事に対しては、正義感が強く、大義を意気を感じプライドを持って頑張っていた。このため、売却事案に対するマスコミや国会議員からの一方的な批判に対しては、常に怒りを感じていた一方、上司・同僚が告発される中で、売却事案がいつになれば、どのように収束するのか、いつになれば解放されるのか、自身はどのようなのか、といった、先行きの見えない大きな不安の中で、限界を感じ心が折れて発病したものであると思っている。

(3) し好：

(4) 私生活上の事故、離婚、経済問題等の心配事、家族・親族等についての心配事の有無：無

10 _____

11 _____
(1) _____

[Redacted]

[Redacted]

(1) [Redacted]

①

②

③

④

⑤

⑥

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(1)

[Redacted]

機密性2情報（関係者限り）

(9)

[Redacted]

イ

[Redacted]

(2)

[Redacted]

(3)

[Redacted]

以 上

機密性2情報（関係者限り）

専 門 委 員 か ら の 意 見 聴 取

- 1 事 案 名：元 近畿財務局管財部統括国有財産管理官 [Redacted] 赤木 俊夫 事案
- 2 聴取日時：平成 [Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日 ([Redacted])
- 3 専 門 委 員：野村 俊明
- 4 意見聴取者：田中邦夫、高橋さおり、松倉ルミ
- 5 意見聴取内容

(1)

[Redacted]

[Redacted] 被災職員は、平成29年7月上旬頃にうつ病を発症したものと考える。

(2)

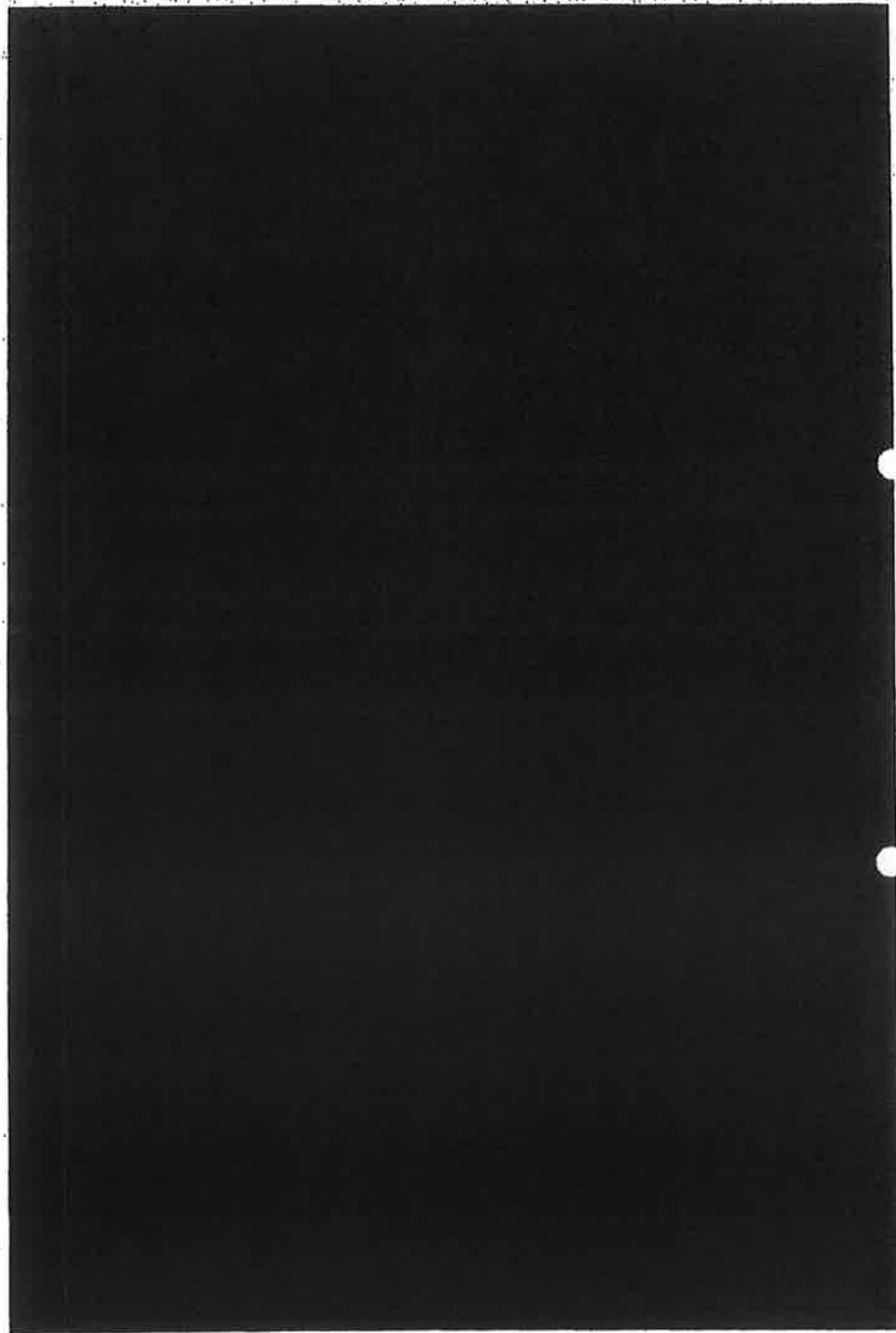
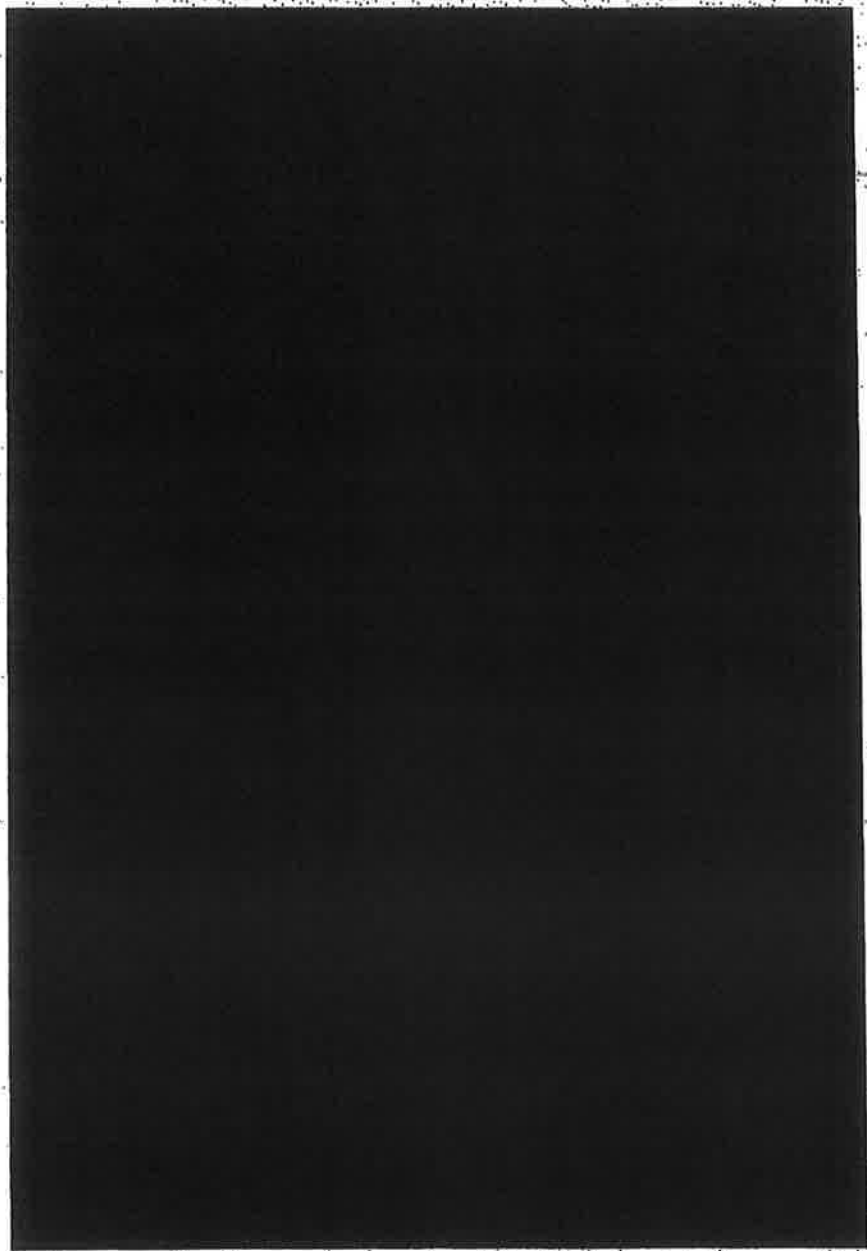
[Redacted]

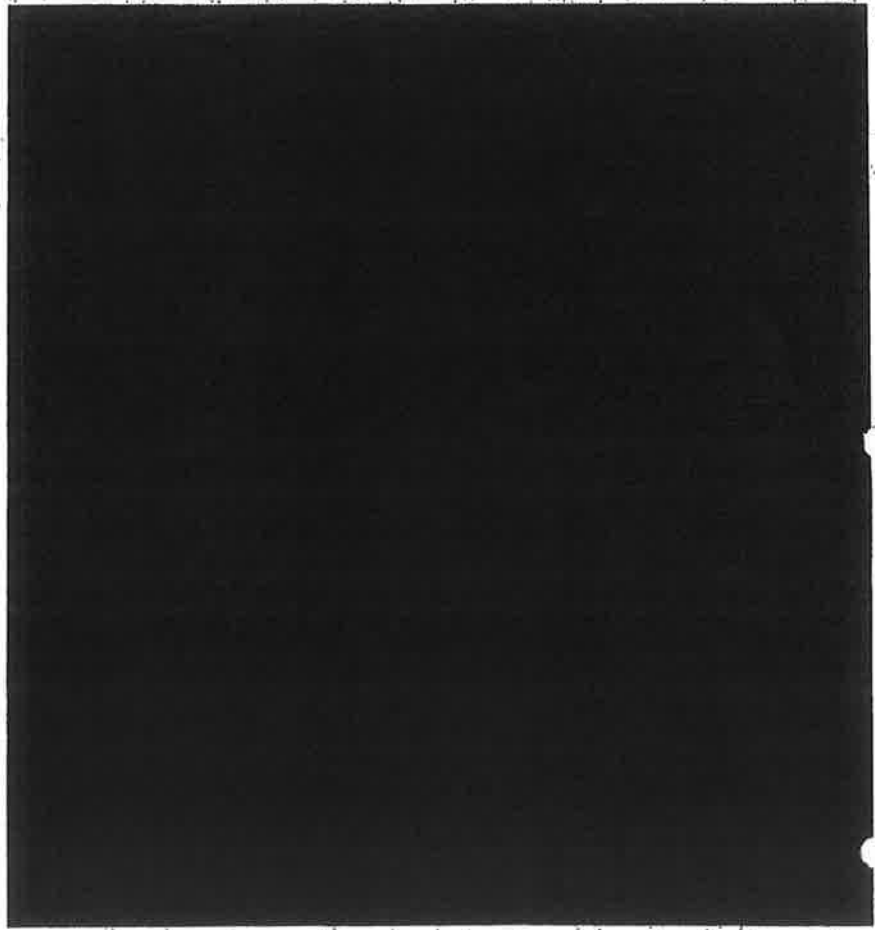
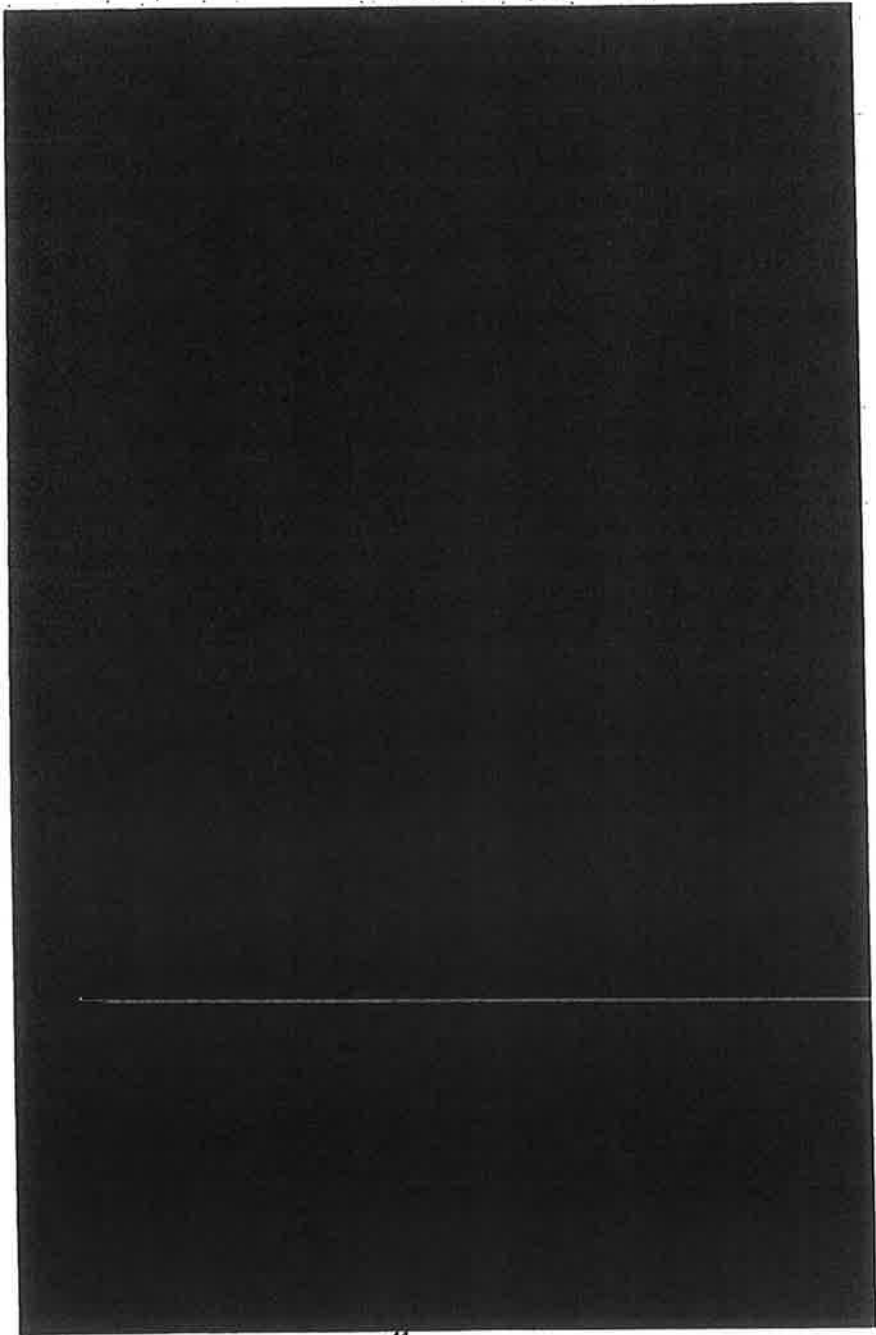
(3)

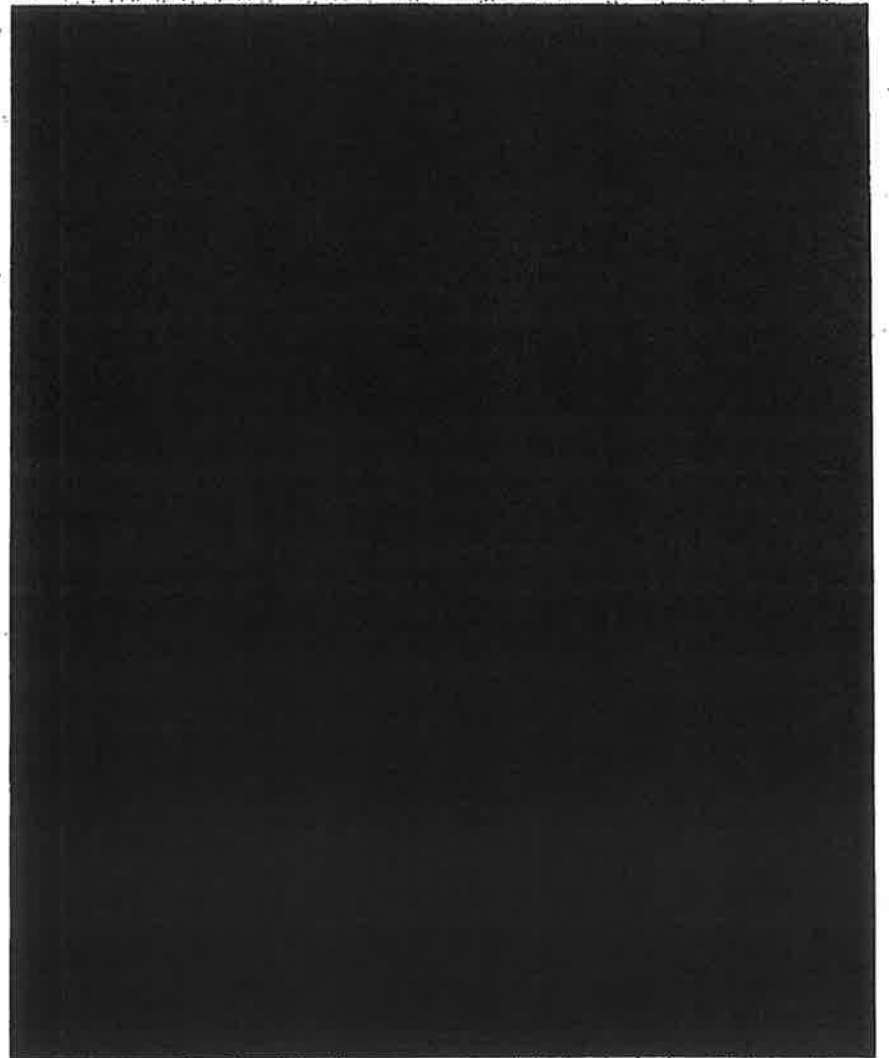
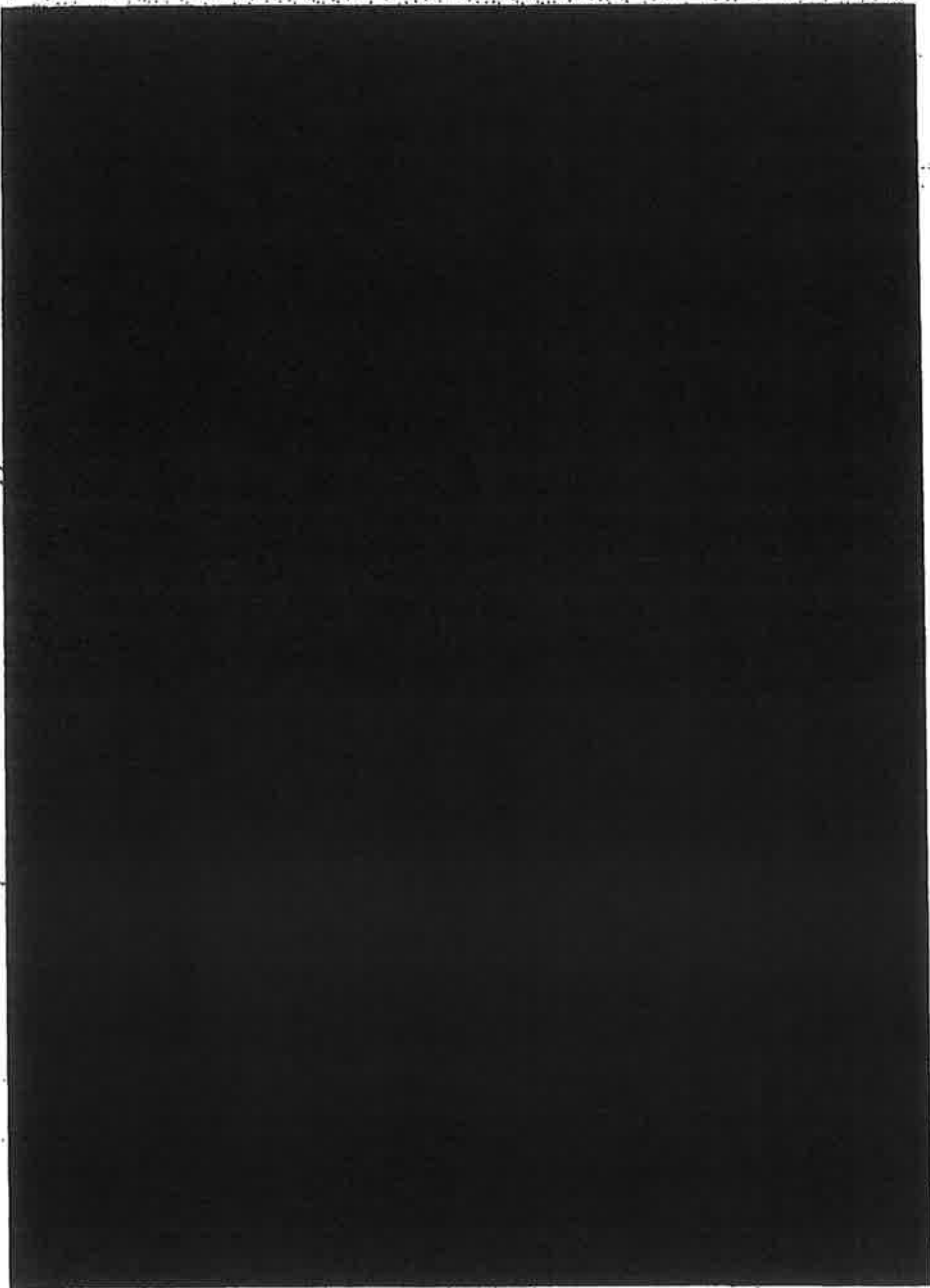
[Redacted]

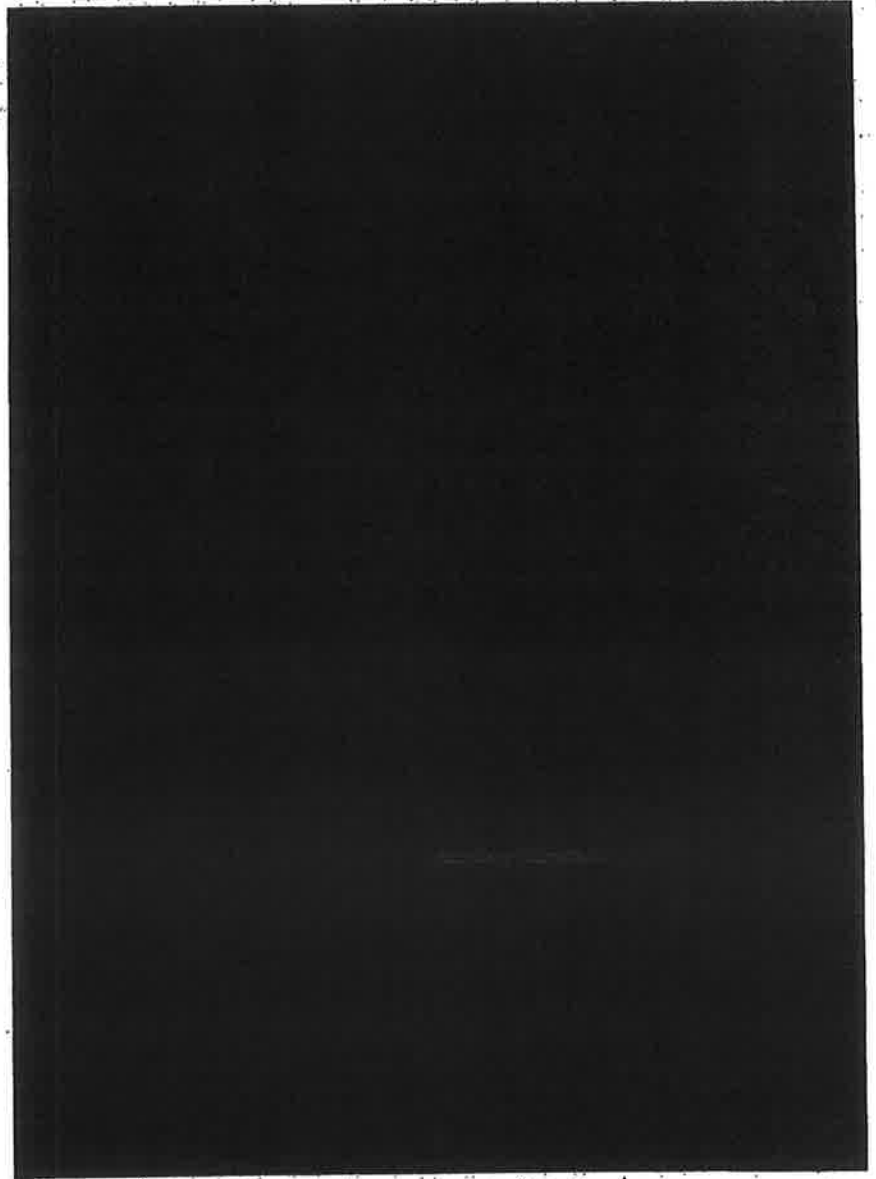
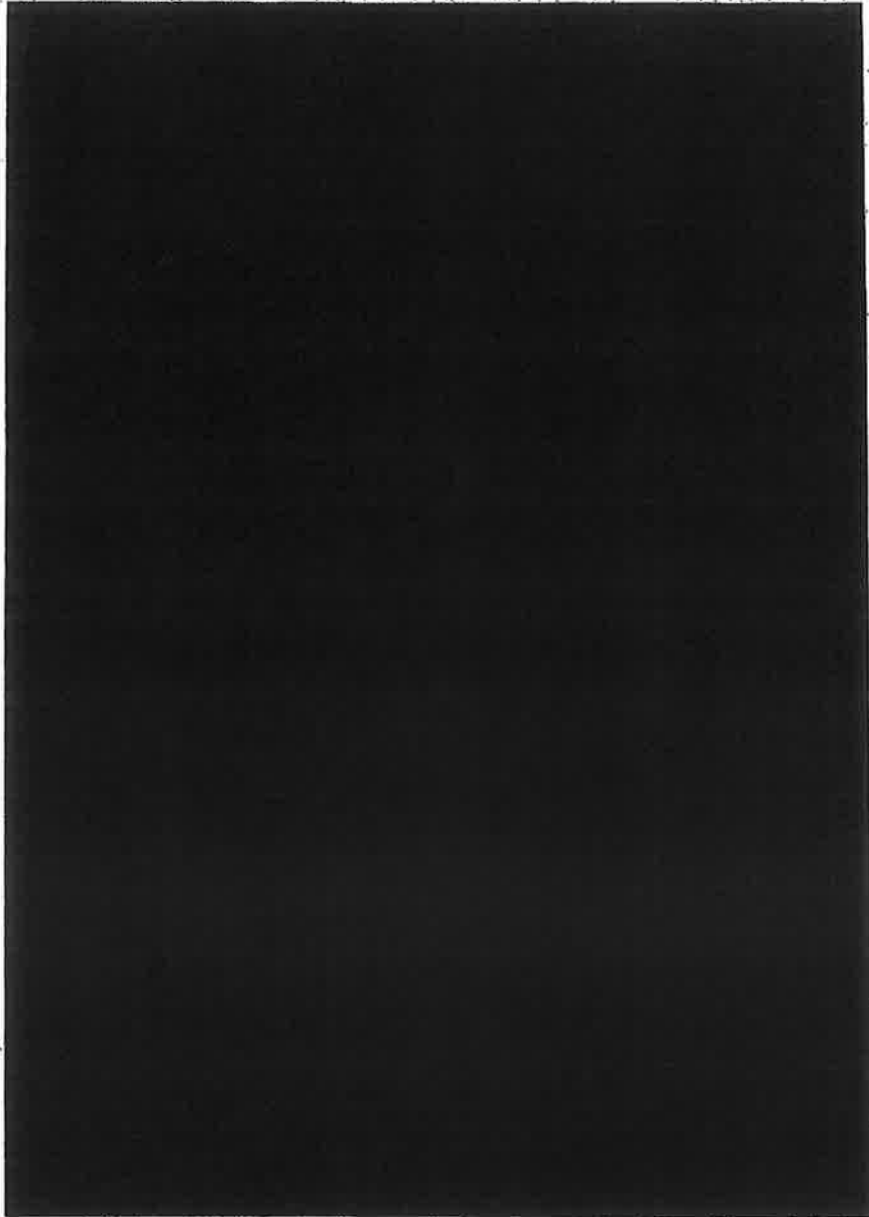
[Redacted] 平成30年8月7日の自殺に至ったものと考えられる。

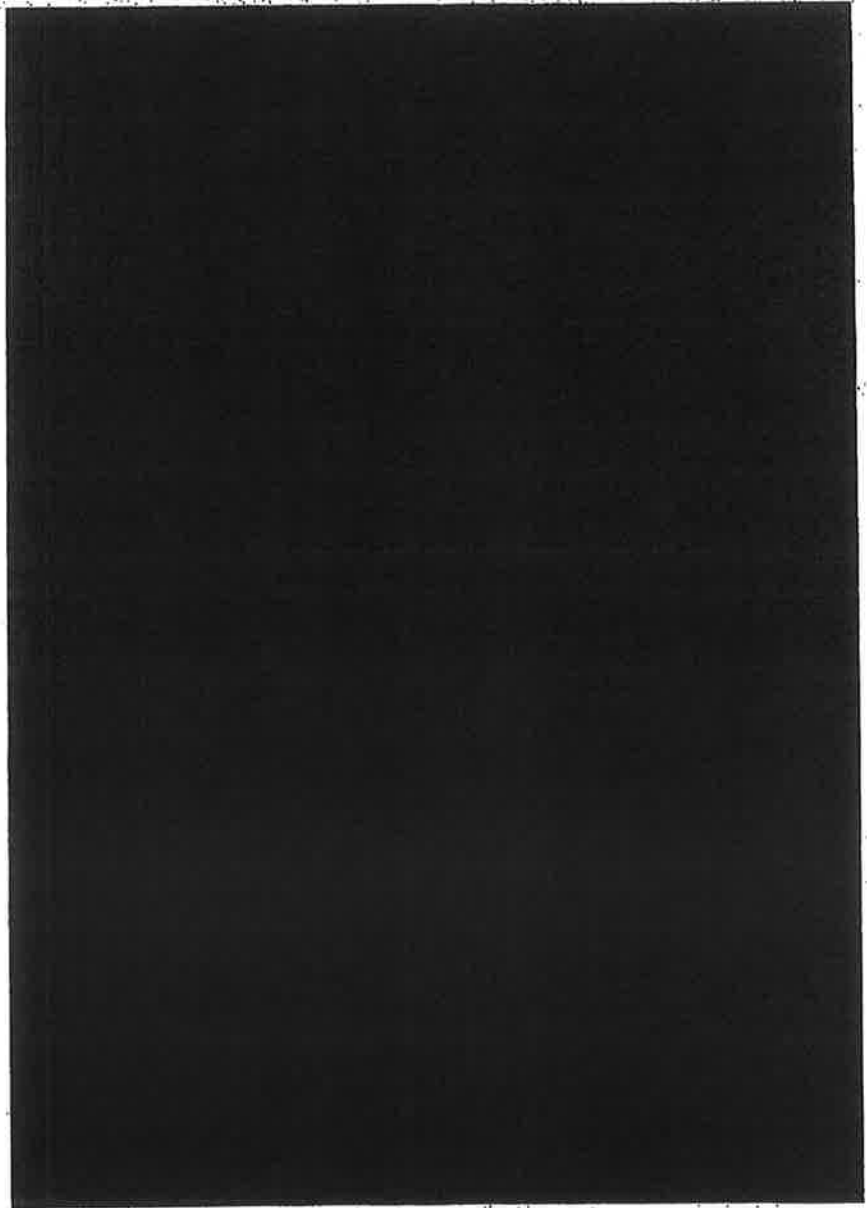
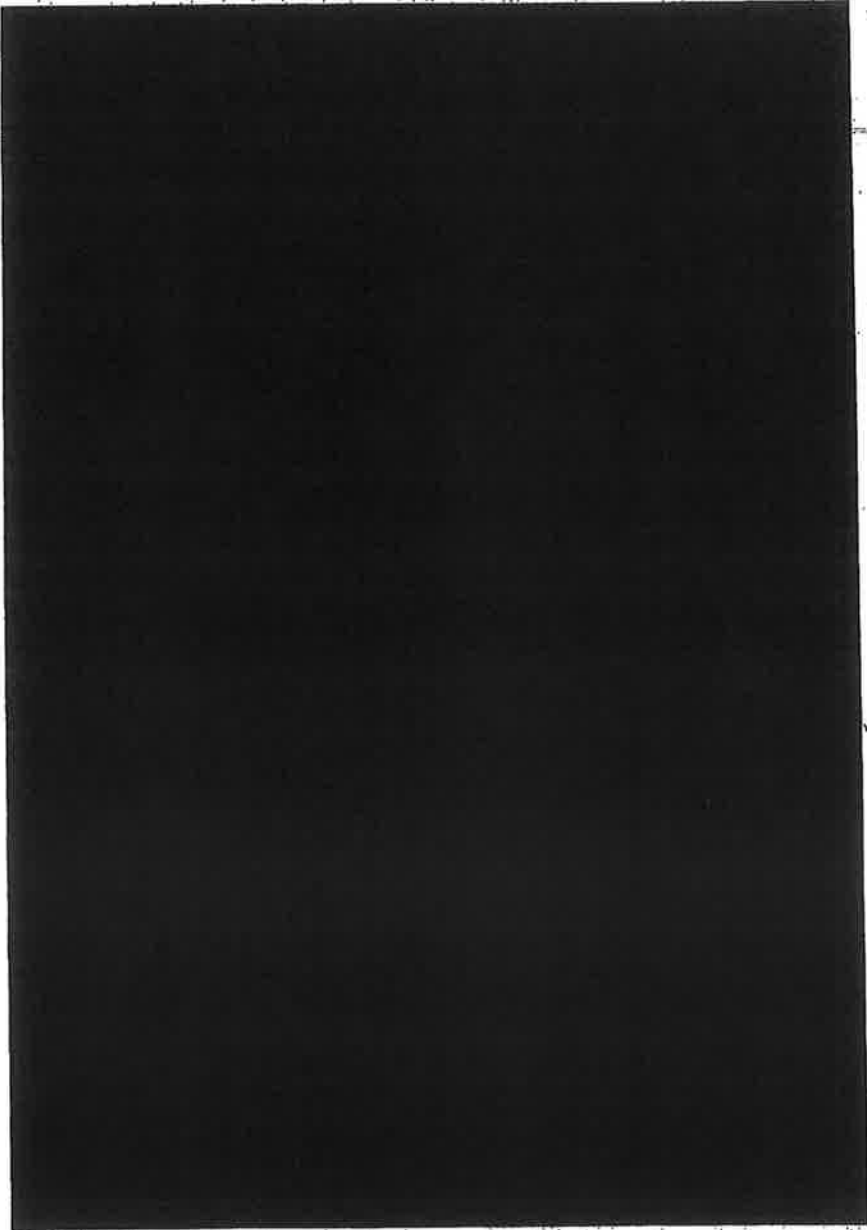
以 上

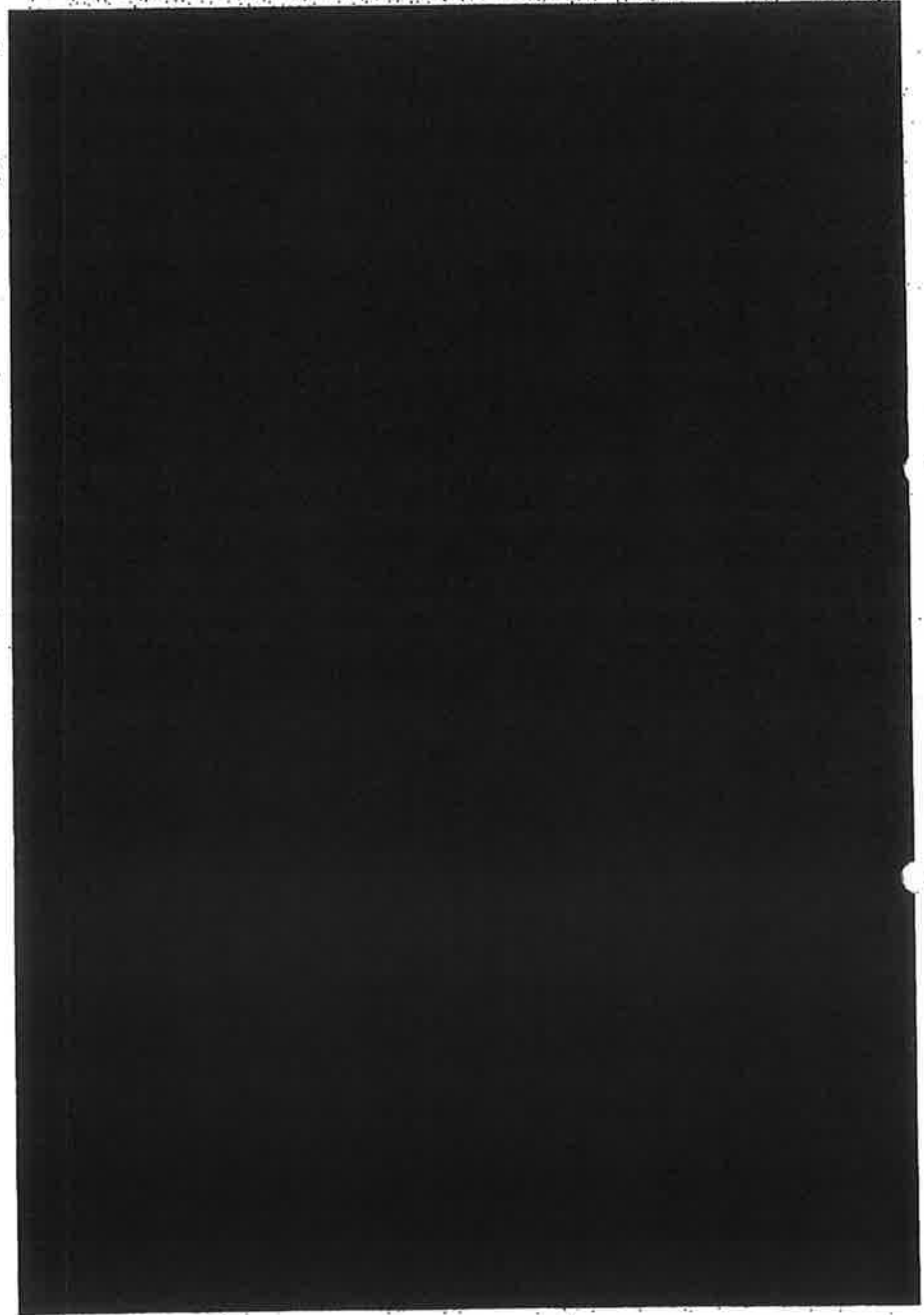
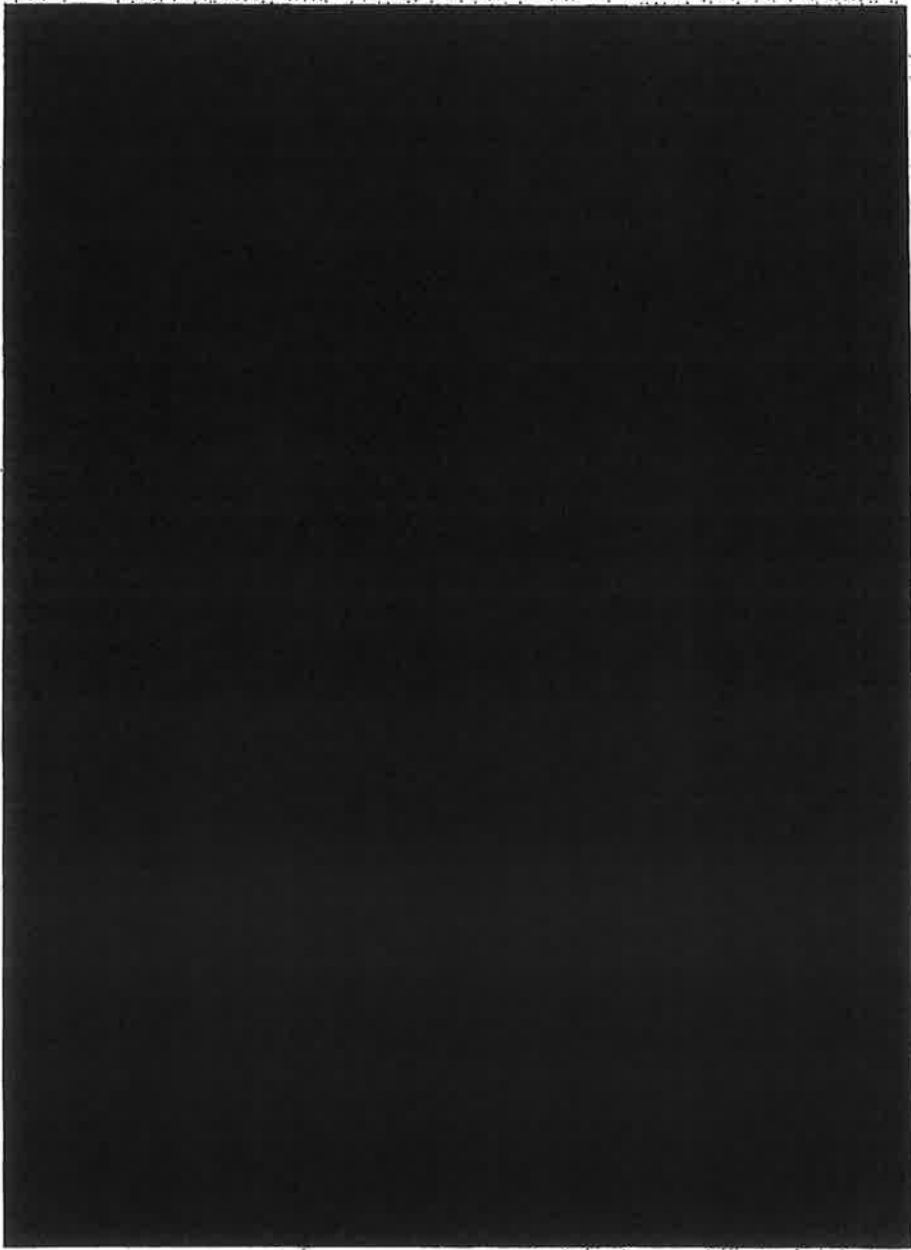












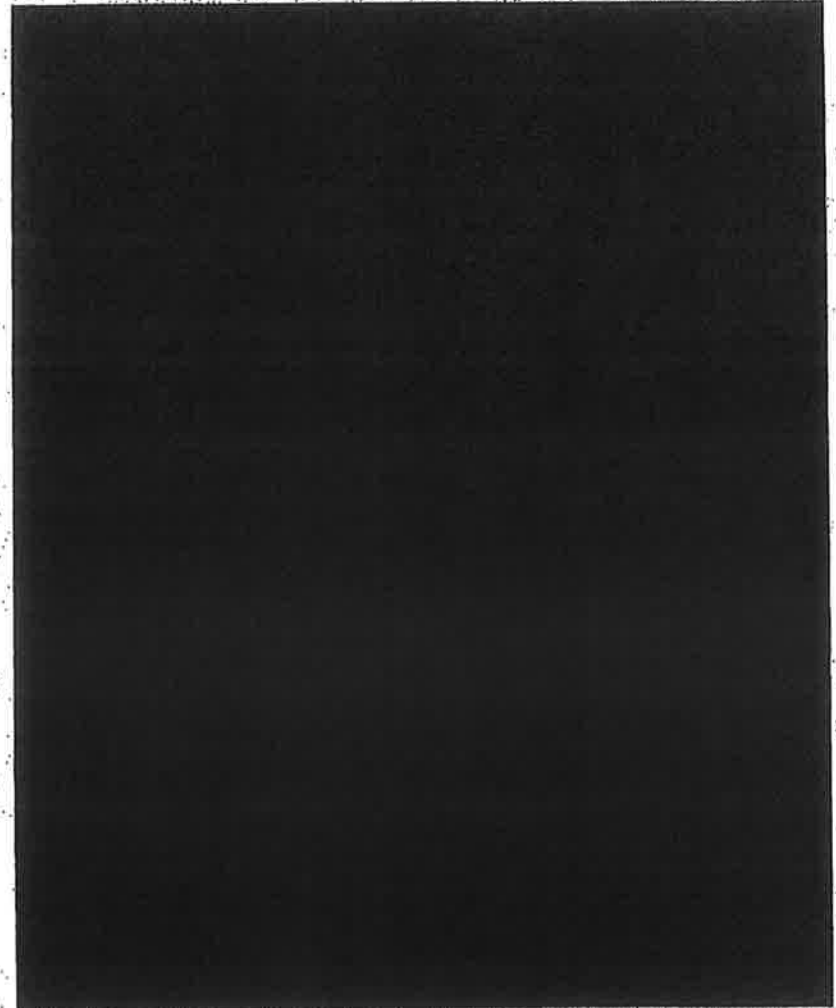
進行管理票

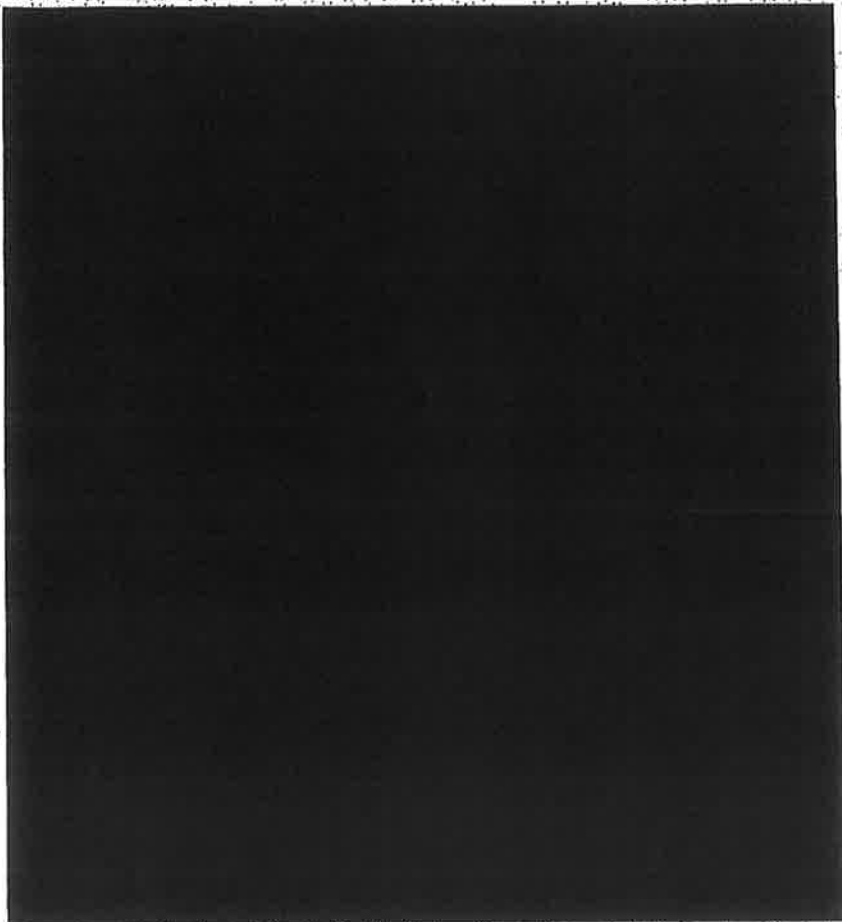
30-特定疾病-9

被災者等に関する情報	
被災者の氏名	赤木 俊夫 生年月日 昭和38年3月28日
被災者の所属・官職名 （発症時年齢）	元 近畿財務局管財部統括固有財産管理官、上席固有財産管理官 （発症時：54歳、死亡時：54歳）
備病名	
災害発生日	平成30年3月7日（発症） 平成30年3月7日（死亡）
補償事務主任者の氏名・所属 （連絡先）	財務省近畿財務局総務部人事課・人事課長 米田征史
実施機関担当者の氏名・所属 （連絡先）	財務省大臣官房秘書課・庶務第二係長 天谷季子 （03-3581-4111（ ））
進 行 状 況	
①補償事務主任者による実施機関への報告日（実施機関への第一報）	平成 年 月 日
補償事務主任者による認知日 （被災者・遺族の申出等の日）	平成 年 月 日
②実施機関による人事院職員福祉局への報告日 （人事院への第一報）	平成 年 月 日
③補償事務主任者による実施機関への報告日 （簡易認定調査票等による報告）	平成 年 月 日
④実施機関による人事院職員福祉局への報告日 （簡易認定調査票等による報告）	平成 年 月 日
⑤実施機関と人事院職員福祉局とによる調査方針 （追加調査項目）の決定日	平成 年 月 日
⑥実施機関による調査方針に基づいた追加調査結果 の報告日	平成 年 月 日
⑦実施機関による人事院職員福祉局への協議日	平成 年 月 日
⑧専門医からの意見聴取	平成 年 月 日
⑨人事院職員福祉局が回答した日（決裁日） （回答文書番号及び結論）	平成 年 月 日 文書番号： 結 論：
⑩実施機関から8条通知の発出	平成 年 月 日
備 考	

別紙1

元 近畿財務局管財部統括固有財産管理官、上席固有財産管理官
赤木 俊夫 本案関係資料一覧





以 上

元 近畿財務局管財部・上席国有財産管理官 赤木 俊夫 専案

1 氏名・所属等

赤木 俊夫（昭和38年3月28日生 発症時・死亡時54歳 男性）

元 近畿財務局管財部統括国有財産管理官 [] ・上席国有財産管理官

2 災害発生日、傷病名等

(1) 精神疾患関係

ア 災害発生日：平成 [] 年 [] 月 [] 日（ [] 日）

イ 傷病名等： []

(2) 自殺関係

ア 災害発生日：平成30年3月7日（水）午後4時頃死亡（推定）

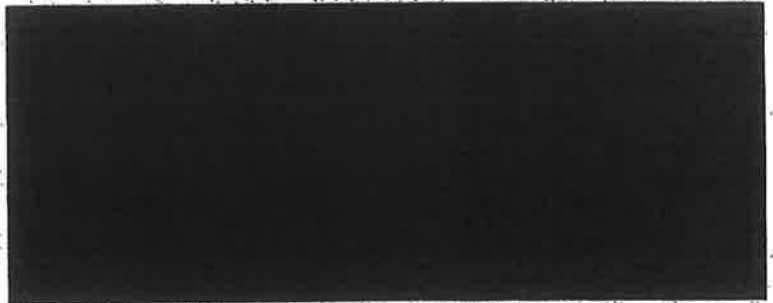
イ 災害発生場所：自宅

ウ 直接死因：窒息（縊頸）（自宅リビングの窓枠に電機コードをくくりつけ縊死していた。）

3 災害発生の概要

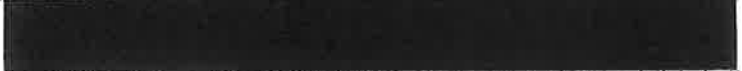
実施機関によると、災害発生の概要は以下のとおりである。

被災した職員（以下「本人」という。）は、平成 [] 年 [] 月 [] 日付で近畿財務局管財部統括国有財産管理官 []（以下「統括」という。） [] 上席国有財産管理官として [] を担当し、その後、平成 [] 年 [] 月 [] 日付で [] 統括内における業務替えにより、 [] の担当となった。





本人は、平成 年 月 日に、
され、 月 日から病氣休暇を取得、 年 月 日から
病氣休職となった。その後、本人は、治療に専念し、災害発生から約 かが経過
した平成 年 月 日、

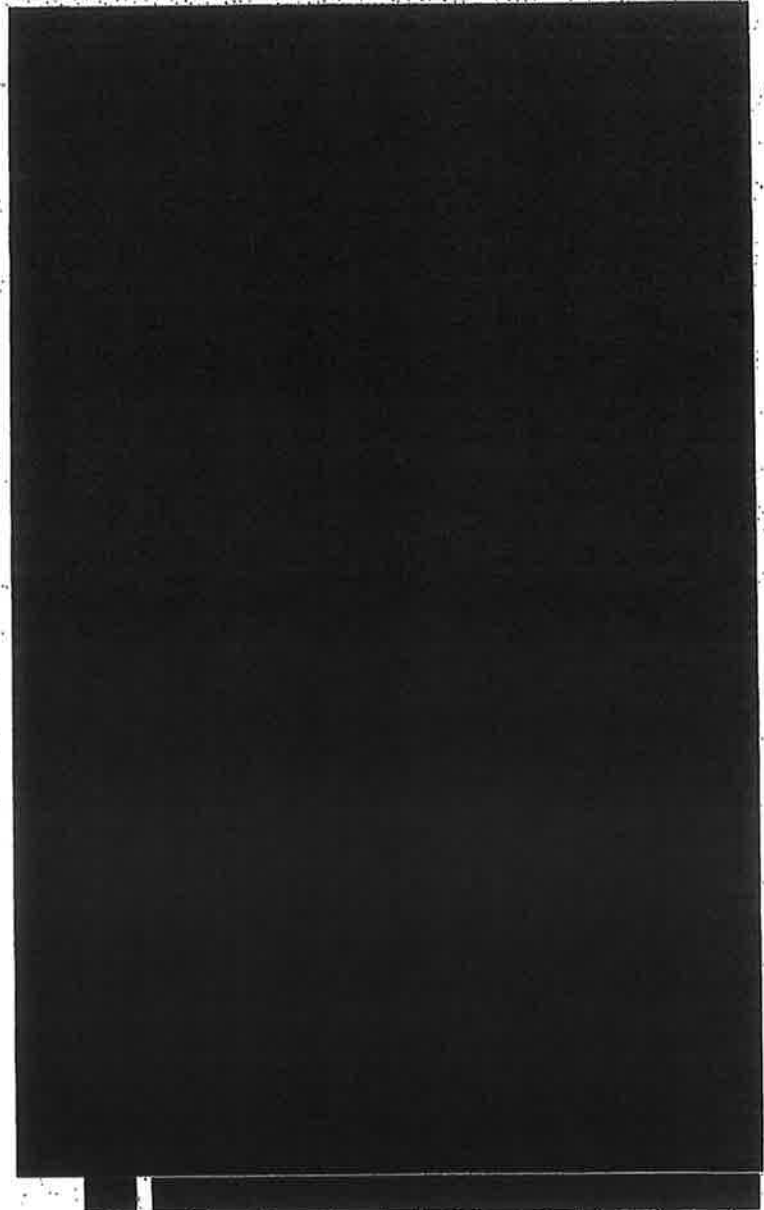
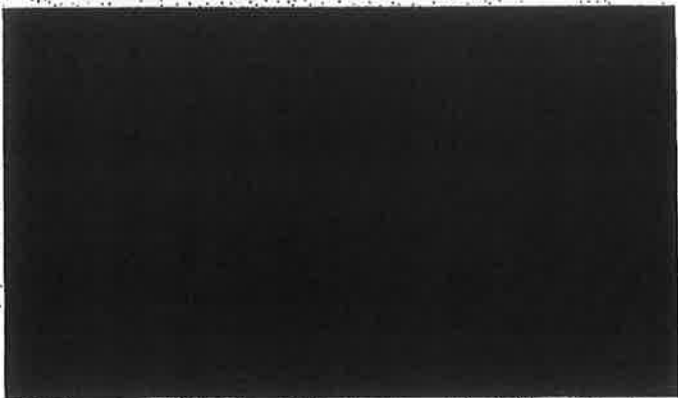


こうした状況の下、



本人は、同月7日、自宅にて自殺をするに至ったものである。

4 本人の主な経歴、療養経過等



[Redacted]

(2) 本人の勤務時間：午前9時～午後5時45分

(3) 本人に通常割り振られた業務内容

本人は、上席として、大阪市10区及び大阪府下7市、3町に所在する普通財産に係る、①管理処分業務、②市町村交付金業務、③旧法定外公共物の境界確定及び処分に関する業務、④特別会計所属財産の処分に関する業務、⑤近畿財務局本局における国有財産の管理処分業務に係る総括・調整業務、⑥近畿財務局管内に所在する旧法定外公共物関係業務に係る総括・調整業務の全般（旧法定外公共物の境界確定及び処分に関する業務を除く）について、 統括を補佐し、部下を監督指導する立場にあった。

(4) 発症日及び発症日前6か月間（平成年月日（）～年月日

の本人の過重な業務等

- ア
- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤
- ⑥

[Redacted]

機密性2情報（関係者限り）



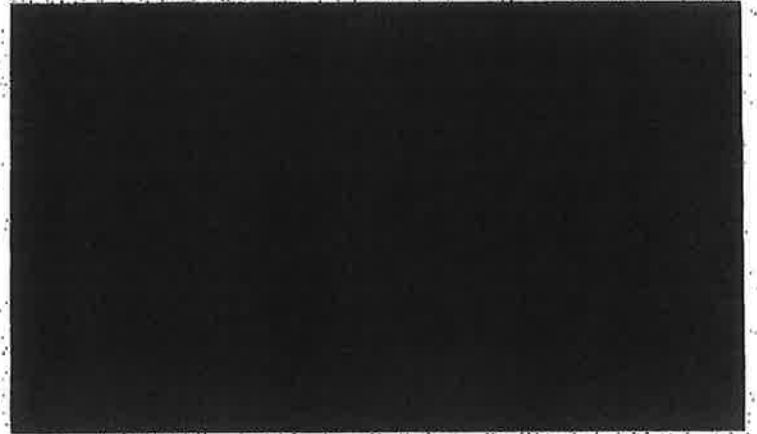
イ [Redacted]



6 本人の超過勤務等の状況



機密性2情報（関係者限り）

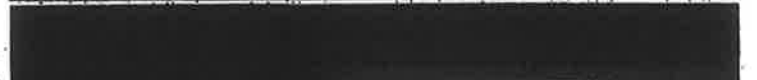


7 発症日後から自殺日まで（平成[]年[]月[]日（[]）～[]年[]月[]日（[]））の本人の業務内容等

(1) 本人は、平成[]年[]月[]日（[]）は[]であり、[]月[]日（[]）は[]であるため勤務しておらず、[]月[]日（[]）及び[]月[]日（[]）は出勤したものの、[]月[]日（[]）以降は病氣休暇及び病氣休職により休務している。また、自殺日（平成30年3月7日（水））は病氣休職中であったため、業務に従事していない。

(2) 発症日後、本人にとって精神的負荷のあった出来事

平成[]年[]月[]日、[Redacted]

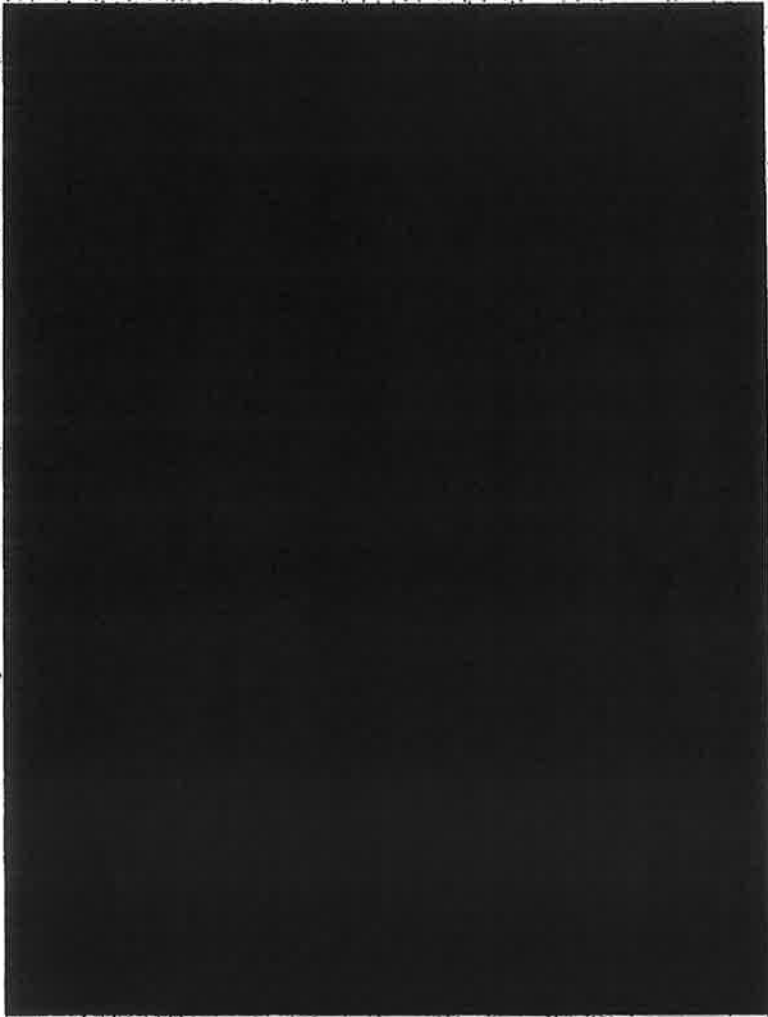


[Redacted] 本人は、同月7日、自宅にて発作的に自殺をするに至ったものであるとされている。

8 [Redacted]、死体検案書等



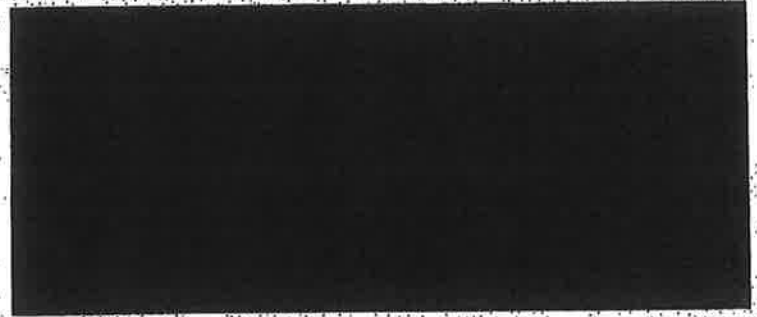
機密性2情報（関係者限り）



(6) 死体検案書

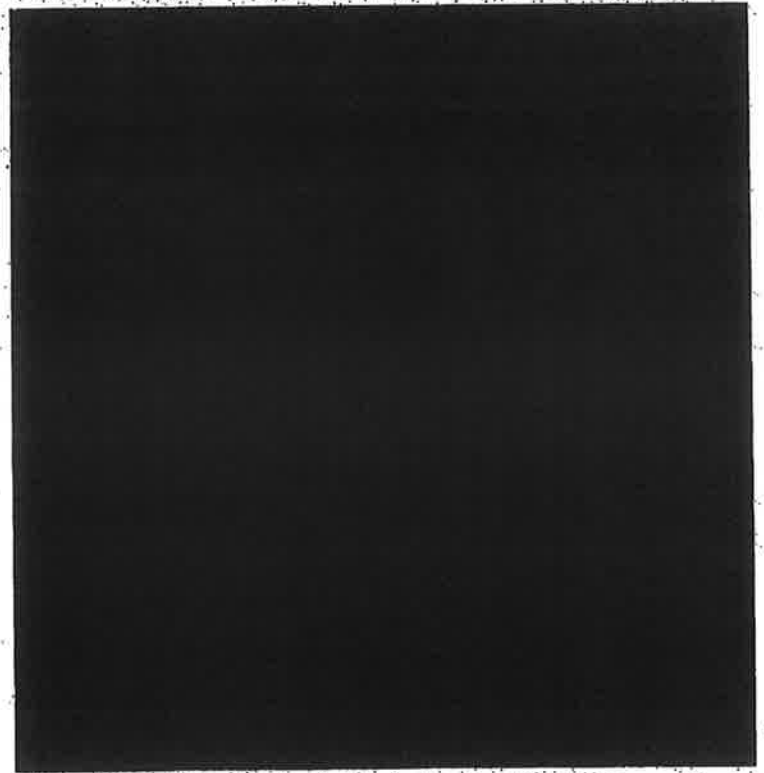


機密性2情報（関係者限り）



9. 健康状態等

- (1) 既往歴：所属によると、としている。
- (2) 人間ドック等結果



機密性2情報（関係者限り）

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

機密性2情報（関係者限り）

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

10 その他

(1) 本人は被災当時、妻との二人暮らしであった。

(2) 本人の性格については、

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

機密性2情報（関係者限り）

また、家族（妻）によると、正直で正義感が強く、竹を割ったような明るく快活な面もあるが、基本的には几帳面で、ナイーブである。また、家族思いで趣味に没頭する癖り性。仕事に対しては、正義感が強く、大義を常気に感じプライドを持って頑張っていた。このため、売却事案に対するマスコミや国会議員からの一方的な批判に対しては、常に怒りを感じていた一方、上司・同僚が告発される中で、売却事案がいつになれば、どのように収束するのか。いつになれば解放されるのか。自身はどうなるのか。といった、先行きの見えない大きな不安の中で、限界を感じ心が折れて発病したものと思っている。病気休暇、病気休職後は、徐々に職場復帰への気持ちも出てきて、職場の人と話をすることで気持ちが上がるようになり、私（妻）としても安心していたが、リハビリ出勤を決めた日に、突然、[redacted] ことから、精神的に大きなダメージを受け悲しんでいた。これ以降、[redacted] を極度に心配するようになり、怯えるようになった。震えて泣いていたこともあった。その後は、悪化の一途を辿り、死に場所を求めて六甲山をさまようこともするようになった。

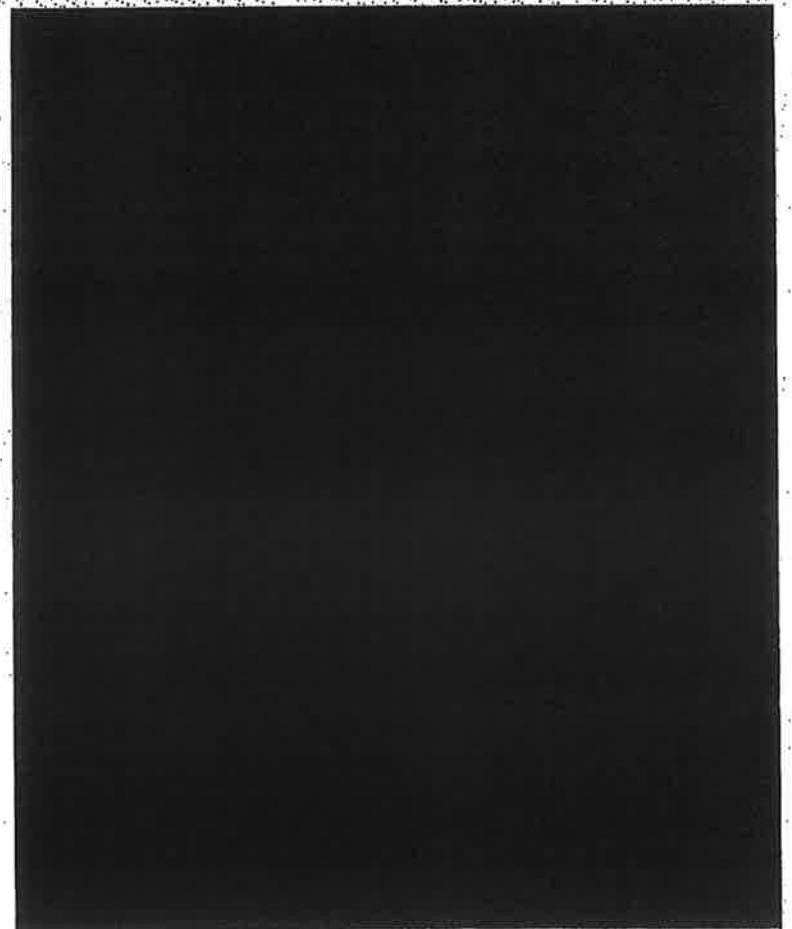
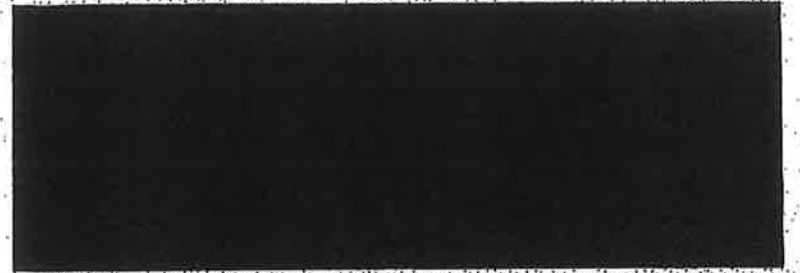
(3) し好： [redacted]
[redacted]
[redacted]

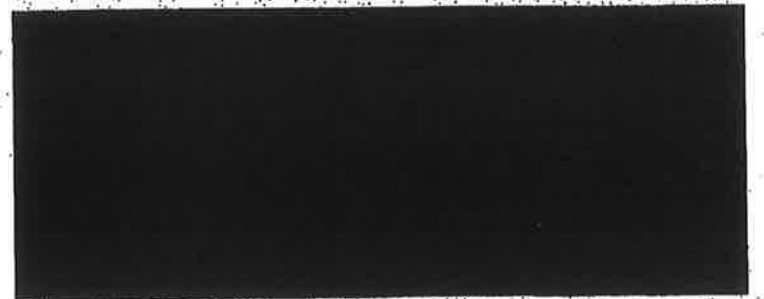
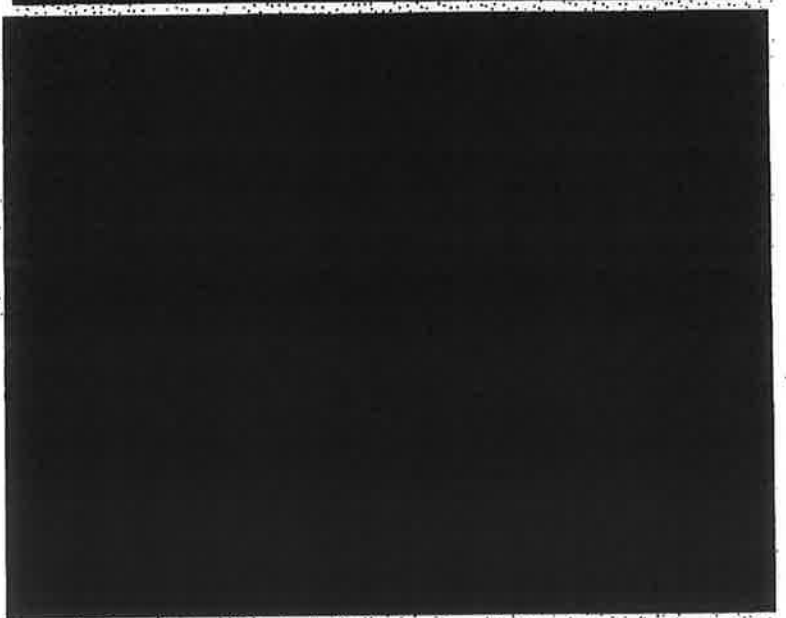
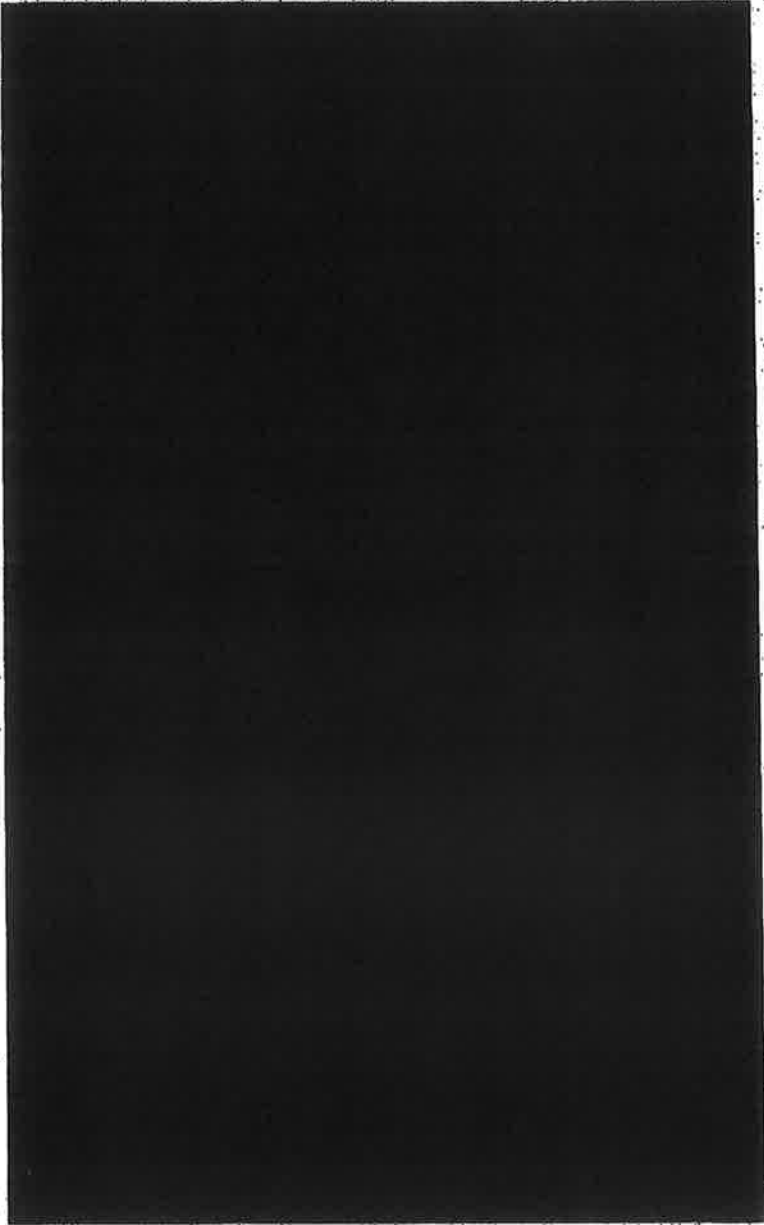
(4) 私生活上の事故、離婚、経済問題等の心配事、家族・親族等についての心配事の
有無：無

11 [redacted]

12 [redacted]

機密性2情報（関係者限り）





機密性2情報（関係者限り）



以 上